ACSES ニュースレター_２３０４号（2022 年４月 28 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（35 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:石油ストーブ(開放式)で火災等〈消費者庁〉
・火災感知器、検定で不正　消防庁、１万台の交換を指導／不正感知器、原発で使用　日本フェンオールが「原子力部」で営業強化〈新聞報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・食べちゃだめ！　紛らわしい植物〈新聞報道〉
・春の大型連休に向けて実施いただきたいサイバーセキュリティ対策について注意喚起を行います〈経済産業省〉
・三幸製菓再開へ　説明責任尽くさなくては〈新聞報道〉
・携帯電話が不通・広域停電・ＧＰＳ精度低下…１００年に１回の「太陽フレア」に警戒を〈新聞報道〉
・株式会社DYMに対する景品表示法に基づく措置命令について〈消費者庁〉
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・食品中の放射性物質の検査結果について（１２８５報）〈厚生労働省〉
・原子力災害対策特別措置法第20条第２項の規定に基づく食品の出荷制限又は摂取制限の解除〈厚生労働省〉
・原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づく認定特別事業計画の変更について認定を行いました〈経済産業省〉
・国際研究拠点、新たに浪江候補地提案へ　田村、大熊も前向き検討〈新聞報道〉
・福島県産品「購入しない」韓国で８割　原発処理水めぐる風評調査〈新聞報道〉
[原子力施設全般]
・寿都町長、「核のごみ」住民投票は「来年度中に」　文献調査後に実施〈新聞報道〉
・柏崎刈羽原発のテロ対策不備は「柏崎刈羽固有の問題」　規制委報告〈新聞報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇マスコミ報道　見出し
[3] 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について（令和４年４15 日基発 0415 第１号）〈厚生労働省〉
[4] ３－アセチル－２，５－ジメチルフランの取扱いについて(令和４年４月 22 日付け薬生食基発 0422 第１号、薬生食監発 0422 第１号）〈厚生労働省〉
[5] 健康安全
◇「飲み過ぎ注意」　筑波大が学生に改善指導するわけは……〈新聞報道〉
[6] 農薬
◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。〈農林水産消費安全技術センター〉
[7] 肥料
◇肥料を登録した件（農林水産省告示第 842 号）〈官報〉
[8] 廃棄物関係
◇低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る大臣認定について（九電産業株式会社）〈環境省〉

なんじゃもんじゃ（一ッ葉たご）

[9] 温暖化対策関係
◇環境省、脱炭素先行地域に 26 件　再生エネ普及へ第１弾〈Web 報道〉
◇脱炭素経営の促進に関する各種ガイドの策定について〈環境省〉
◇世界の災害被害、年 21 兆円　気候変動で増加傾向〈Web 報道〉
[10] 調査、公募、意見募集等
　[公募、意見募集等]　９件　　[公募結果、意見募集結果]　２件　　[統計資料]　１件
[11] その他省庁発表　　４件
[12] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
　[開催案内]　４件　　[開催記録、報告、資料等]　５件
[13] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：７件　　◇新化学物質、化学物質新利用技術等：１件　　◇その他：１件
[付録]
◇このままでは固定電話が使えなくなる！？それって光回線の“便乗”勧誘かも－固定電話の IP 網移行に伴う利用者側での手続きは不要です－〈国民生活センター〉
◇トランポリンパークでの事故が続いています! -施設の注意事項・禁止事項等をよく確認し、安全に遊ぶようにしましょう-〈消費者庁〉

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:石油ストーブ(開放式)で火災等
＜消費者庁　2022 年 4 月 26 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/028575/
　https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_220426_01.pdf
１．ガス機器・石油機器に関する事故：２件
　（うち石油ストーブ（開放式）１件、石油ストーブ（半密閉式）１件）
２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：５件
　（うちＩＨ調理器２件、電気掃除機（充電式、スティック型）３件）
３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：１件
　（うちこたつヒーター（掘こたつ用）１件）

・火災感知器、検定で不正　消防庁、１万台の交換を指導
＜朝日新聞　2022 年 4 月 28 日＞　https://www.asahi.com/articles/DA3S15279411.html
　消防法に基づき安全設備の品質管理を担う日本消防検定協会が、不正に検定を受けていたとして日本フェンオール（東京都）の火災感知器や中継器の４製品の合格を取り消した。取り消しは初めてで、総務省消防庁は対象の約１万台の回収、交換を指導した。
　■合格取り消し、６割が原発に
　不正品…

・不正感知器、原発で使用　日本フェンオールが「原子力部」で営業強化
＜朝日新聞　2022 年 4 月 27 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ4W4F8CQ47ULFA001.html
　消防法が義務づける品質の検定で不正を繰り返し、合格を取り消された日本フェンオール（東京都）の火災感知設備の約１万台のうち、6 割が原子力発電所に納められていた。背景には、原子力規制委員会が火災対策の強

化を求め感知器の需要が高まったことがある。フェンオールや電力会社側は性能に問題ないとしつつも、全台を交換する方針だ。

不正品は熱に反応する火災感知器 4869 台と、火災信号を通信する中継器 4764 台の計 9633 台。規制委などによると東京電力の柏崎刈羽原発で計 3595 台、福島第一原発で計 430 台、九州電力玄海原発で計 2030 台、日本原子力研究開発機構大洗研究所で 18 台が設置されている。

原発の火災対策をめぐっては、東京電力福島第一原発の事故を受け、2013 年 7 月に施行された新規制基準で取り組みが強化された。消防法に基づいて以前から設置されていた煙感知器に加え、熱感知器なども組み合わせて、いち早く火災を見つけ消火することが電力事業者に求められた。

フェンオールの不正品がつくられたのは 13 年 9 月～20 年 10 月。同社の担当者は「新規制基準が新たな需要につながった。売り上げにもある程度は寄与した」と認める。20 年 1 月には「原子力部」を新設していた。

フェンオールは火災感知器業界の中では中堅とされる。業界関係者は「大手との競争で生き残るためには原発など特別なところに食い込んでいく必要があったのではないか」と話す。

日本フェンオール　1961 年に創業し、東証スタンダード市場に上場している。本社は東京、工場は長野にある。防災設備のほか温度センサーや医療機器も手がける。火災感知器などの不正を受け、2021 年 12 月期に 4 億 5900 万円の特別損失を計上した。同期の売上高は 123 億円、21 年 12 月末の従業員数は 261 人。

ラベル貼り替え偽装

フェンオールによると、不正…

◇***事故・事件対策、措置、訴訟等***

・**食べちゃだめ！　紛らわしい植物**

＜朝日新聞　2022 年 4 月 26 日＞

暖かくなり、庭や野山が若葉色に染まるこの季節。野草や山菜採りにはもってこいだが、そこには「落とし穴」もある。食べられるように見えて食中毒を引き起こす、有毒植物の数々だ。

4月7日の昼すぎ、京都市内の民間の子育て支援施設で、4～6歳の園児12人が、次々に吐いたり熱を出したりした。

市の保健所によると、原因は給食で口にした「ニラのしようゆ漬け」。「ニラ」とされていたものは、実はよく似ている有毒のスイセンだった。職員が数年前に知人から「ニラだ」と言われて譲り受けたものを施設で栽培していた。給食に出されたのは、この日が初めてだったという。

翌8日には、宮崎県延岡市で、ヤマイモに似た植物のすりおろしを食べた60代男性が、自宅で亡くなっているのが見つかった。

県衛生管理課によると、男性が口にしたのはヤマイモではなく、自宅の庭に植えていた観賞用の花、グロリオサの球根だったとみられる。男性の体内から、球根に含まれる毒性の化学物質「コルヒチン」が検出された。

「また、この時期に起きてしまいましたか」

そう話すのは、東京都薬用植物園(東京都小平市)の主任研究員、中村耕さん(58)だ。

厚生労働省のまとめでは、昨年までの10年間で、有毒植物による食中毒は、キノコ類をのぞいても計201件起きている。患者数は749人にのぼり、うち16人が亡くなった。

月別に集計すると、3～5月の3カ月間に110件余りと、年間の6割近くが春に集中している。

こうした状況を受け、中村さんは植物園内の実物を使い、有毒植物の見分け方講座を開いてきた。

新型コロナウイルスの影響で、ここ2年は講座を開けなかったため、動画をつくり、都のウェブサイトで公開した。5月9日まで誰でも閲覧できる。

動画は「これ食べられる？有毒植物の見分け方講座」。東京都公式動画チャンネル(https://tokyodoga.jp/)で「食の安全都民講座」を検索する。

■有毒植物による食中毒発生状況

・スイセン(ニラ、タマネギなど)	62件、患者195人、死亡1人
・ジャガイモ=芽やその付け根部分など	17件、患者280人

・チョウセンアサガオ(ゴボウ、オクラなど)	11件、患者30人
・パイケイソウ(オオバギボウシなど)	19 件、患者 41 人
・クワズイモ(サトイモ〉	19件、患者42人
・イヌサフラン(ギョウジャニンニクなど)	19件、患者26人、死亡11人
.トリカフト(モミジガサなど)	9件、患者17人、死亡3人
・グロリオサ(ヤマイモなど)	3件、患者3人、死亡1人
・ハシリドコロ(フキノトウ、ギボウシ)	2件、患者3人

※　昨年までの過去10年間の主な例、厚生労働省まとめ。キノコ類を除く。カッコ内は間違えやすい植物の例

迷ったら採らない、人にあげない

どうすれば食中毒の危険を避けられるのでしょう。中村さんに聞きました。

スイセンの誤食は特に多い。いまの時期のニラとスイセンは、それぞれ花が咲いておらず、葉っぱだけの状態。葉っぱは見た目がほとんど同じで、区別か難しい。スイセンが枯れる6月ごろまで注意が必要です。

見分けるには、見た目ではなく、葉つばをちぎってにおいをかぐことが最も有効です。ニラは特有の香りがしますが、スイセンはにおいがしません。

次に花。ニラは夏に咲き、スイセンは冬に咲く。球根の形が細長いニラと丸いスイセンで違うのも、区別するポイントです。

ほかにも食中毒が起きています。今年すでに起きた事例では、オオパギボウシ(別名ウルイ)と有毒のバイケイソウの間違いも代表的です。

大きく育つとオオパギボウシだけ葉柄(葉と茎をつなぐ柄の部分)が現れ、葉の表面の模様は放射線状につき、平行につくバイケイソウと違ってくる。まだ若いこの時期はそれらの特徴がなく、プロでもほとんど見分けがつきません。

モミジガサと有毒のトリカブトをとり違えるのも典型的。同じような場所に咲いていることも多く、やっかいです。ギヨウジャニンニクと有毒のイヌサフランも、若葉の時はそっくり。

食べる量が少なければ下痢や瞬佐、頭痛などで済むかもしれません。ですが、丸ごとだったり、毒性の強い球根だったりと、量や部位によっては死に至る例があります。決して侮ってはいけません。

山葉を採るときはできるだけ詳しい方と一緒にやっていただきたい。そして、迷ったら、とにかく「採らない、食べない、人にあげない」ということを心がけてほしい。これは家庭菜園をしている人も同じです。

・春の大型連休に向けて実施いただきたいサイバーセキュリティ対策について注意喚起を行います

＜経済産業省　2022 年 4 月 26 日＞

https://www.meti.go.jp/press/2022/04/20220425003/20220425003.html?from=mj

昨今のサイバー攻撃事案のリスクの高まりを踏まえ、政府においては、2 月下旬以降 3 度の注意喚起を行っております。

このような情勢下での春の大型連休においては、連休の間隙を突いたセキュリティインシデントの発生などが懸念されることから、サイバーセキュリティ対策の強化について、関係 4 省庁から改めて注意喚起を行います。

概要

昨今においてはサイバー攻撃被害のリスクが高まっており、こうした情勢を踏まえ、今年 3 月には、関係府省庁の連名にて「現下の情勢を踏まえたサイバーセキュリティ対策の強化について（注意喚起）」等の注意喚起を発出しましたが、その後も、ランサムウェアによるサイバー攻撃被害が国内外の様々な企業・団体等で続いています。また、エモテットと呼ばれるマルウェアへの感染を狙う攻撃メールについては、知り合いのメールアドレスをそのまま使うなどにより知り合いからのメールであると信じ込ませたり、本文が業務上開封してしまいそうな正規のメールの返信を装うなど巧妙化が進み、国内の企業・団体等へ広く感染の被害が広がっていると考えられます。さらに、ブロードバンドルータ、無線 LAN ルータ、監視カメラ用機器類、コピー機をはじめとするネットワークに接続された機器・装置類がマルウェアに感染したことに起因する攻撃通信が、増加傾向にあります。

このように依然として厳しい情勢の下での春の大型連休においては、連休の間隙を突いたセキュリティインシ

デント発生の懸念が高まるとともに、連休明けに電子メールの確認の量が増えることで偽装のチェックなどがおろそかになるといった感染リスクの高まりが予想されます。さらに、大型連休中は、通常と異なる体制等により、予期しない事象が生じることが懸念されます。

こうした春の大型連休における長期休暇期間がサイバーセキュリティに与えるリスクに鑑み、政府機関や重要インフラ事業者をはじめとする各企業・団体等は、適切な管理策によるサイバーセキュリティの確保について、別紙の対策を講じるようお願いいたします。

あわせて、不審な動き等を検知した場合は、早期対処のために速やかに所管省庁、セキュリティ関係機関に対して連絡していただくとともに、警察にもご相談ください。

関連資料

春の大型連休に向けて実施いただきたい対策について

https://www.meti.go.jp/press/2022/04/20220425003/20220425003-1.pdf

---

・三幸製菓再開へ　説明責任尽くさなくては

＜新潟日報　2022年4月27日＞　https://www.niigata-nippo.co.jp/articles/-/53795

米菓業界の有力企業として、納得のいく説明が不可欠だろう。

三幸製菓（新潟市北区）は５月中旬以降の生産再開と、６月ごろからの出荷・販売を行う予定をホームページで発表した。

２月に荒川工場（村上市長政）で６人が死亡、１人が負傷する火災を起こした。これを受け、同工場と新崎工場（新潟市北区）、新発田工場（新発田市）の全３工場の生産を停止している。

疑問に感じるのは火災発生以降、責任者が公の場で一度も説明をしていないことだ。

今回もホームページで生産再開を発表しただけだった。

発表によると、生産再開に向け、火災・消防の研究者や法律の専門家らを含めた火災事故調査委員会を設置し安全対策に取り組んでいるという。

総合安全基本方針の策定や安全体制全般を所管する部署等の新設も記載した。

ほかに改善策として、建屋と設備、避難経路の安全性の確認や夜間勤務を含む全従業員の避難訓練の実施、避難口誘導灯の増強などを列記している。

しかし、火災・消防の研究者がどんな人なのか、調査委のメンバーや議論の経過も不明だ。識者も「どれだけ“外の目”を入れているのか疑問」と指摘している。

新設するという安全体制の所管部署もどれくらいの人数を充てるのか、設備の改善は生産再開までにすべて完了するのかなど、分からない点が多い。

周辺住民や従業員らの不安を払拭するためにも責任者が会見を開き、きちんと説明すべきだ。

再開に当たっては、安全性が確保されているのか、消防など第三者が加わった入念なチェックは欠かせない。

火災発生以降、会社側は「遺族への対応を最優先に取り組んできた」としている。

しかし、工場再開について、複数の遺族が事前に何も説明がなかったと話している。「ホームページでしれっと出すだけなんて信じられない。不信感しかない」など怒りの声もある。

なぜ遺族に説明しなかったのか。理解に苦しむ。

花角英世知事は２６日の記者会見で「大きな事故を起こした以上、企業としての説明責任は当然ある。遺族、関係者の気持ちに寄り添った対応をするのは当然のことだ」と述べている。

会社はこれらの言葉を真摯（しんし）に受け止めてほしい。

亡くなった社員の１人は、祖母と一緒に食べた米菓の味が忘れられず就職したという。三幸製菓の製品のファンは全国にあまたいることだろう。

こうした人たちから信頼を失うことのないよう、三幸製菓は生産再開の前にしっかりと説明責任を尽くさなくてはならない。

・携帯電話が不通・広域停電・ＧＰＳ精度低下…１００年に１回の「太陽フレア」に警戒を

＜読売新聞　2022年4月27日＞　https://www.yomiuri.co.jp/economy/20220426-OYT1T50241/

通信障害などをもたらす恐れのある太陽表面の爆発現象「太陽フレア」について、総務省の有識者会議は２６日、被害想定や対策を盛り込んだ報告書案をまとめた。最悪のケースでは、一時的に携帯電話が使えなくなるほか、広域停電が発生する可能性もあると指摘し、企業や行政に注意を促す警報制度の強化が必要だと指摘した。

最悪シナリオ

「宇宙天気予報の高度化の在り方に関する検討会」が公表した報告書案では、１００年に１回の頻度で起きるとされる大規模なフレアが２週間連続で発生する「最悪シナリオ」を想定。携帯電話が不通になるほか、１１０番や１１９番通報がつながりにくい事態が各地で発生するとした。

人工衛星に不具合が生じ、天気予報の精度の低下や全地球測位システム（ＧＰＳ）の精度も低下する。位置情報には最大数十メートルのずれが生じ、カーナビゲーションにも大きな影響が出る可能性があるという。

航空機は衛星測位を頼れなくなるため、世界的に運航の見合わせや減便が多発することも想定されるとした。未対策の電力設備では誤作動が起きるため、広域停電が発生する恐れがあることも指摘した。

近年も被害

フレアなどの被害はこれまでにも確認されている。１９８９年にはカナダで約６００万人が影響を受ける大規模な停電が発生。今年２月には米宇宙関連企業「スペースＸ」が打ち上げた人工衛星４９基のうち４０基が大気圏に突入する被害が起きている。

総務省などによると、太陽の活動は約１１年周期で活発化を繰り返している。次回の活動のピークは２０２５年頃に到来すると予測されている。ただ、フレアの影響は産業界でもリスクとして十分に意識されておらず、一般向けの周知も進んでいないのが実情だ。

宇宙天気予報士

報告書案では、太陽の活動状況に関する予報や情報発信の強化を盛り込んだ。総務省が所管する「情報通信研究機構（ＮＩＣＴ）」が現在も警報を出しているが、ウェブサイトやメール配信以外にも手段の多様化を進めるべきだと指摘した。

ＮＩＣＴに「宇宙天気予報オペレーションセンター（仮称）」を設置し、太陽の活動で起きる「宇宙天気現象」を予測する力を強化するよう求めた。専門知識を持つ人材の育成や、「宇宙天気予報士」制度の創設も掲げた。

◆太陽フレア＝太陽の表面に黒く見える「黒点」周辺で起こる大規模な爆発。電気を帯びた粒子を含む高温ガスや強いＸ線などが放出される。この影響で地球周辺の磁気が乱され、通信障害や人工衛星の故障などが生じる可能性がある。

・株式会社 DYM に対する景品表示法に基づく措置命令について

＜消費者庁　2022 年 4 月 27 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/028525/

消費者庁は、本日、株式会社 DYM に対し、同社が供給する「DYM 就職」と称する就職支援サービス及び「DYM 新卒」と称する就職支援サービスに係る表示について、それぞれ、景品表示法に違反する行為(同法第 5 条第 1 号(優良誤認)に該当)が認められたことから、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、措置命令を行いました。

□*大災害、原発事故対策*

[福島原発事故]

・食品中の放射性物質の検査結果について（１２８５報）（東京電力福島原子力発電所事故関連）

＜厚生労働省　2022 年 4 月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2lGCtq_m8_Y4b4BY

１　自治体の検査結果

旭川市、青森県、群馬県、千葉県、東京都、横浜市、新潟県、京都市、大阪市　※ 基準値超過　なし

２　国立医薬品食品衛生研究所における検査

※　基準値超過　なし

・原子力災害対策特別措置法第 20 条第２項の規定に基づく食品の出荷制限又は摂取制限の解除（原子力災害対策本部長指示）

＜厚生労働省　2022 年 4 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=8wkoSZ9CJG_7tk1hY

本日、原子力災害対策本部は、以下について、原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限又は摂取制限（以下、「出荷制限等」）の解除を指示しました。
（１）福島県双葉町（ふたばまち）（平成29年9月15日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。）において産出された非結球性葉菜類、結球性葉菜類、アブラナ科の花蕾類及びカブ
（２）福島県葛尾村（かつらおむら）（平成30年5月11日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。）において産出された非結球性葉菜類、結球性葉菜類、アブラナ科の花蕾類及びカブ

・原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づく認定特別事業計画の変更について認定を行いました
＜経済産業省　2022年4月27日＞
https://www.meti.go.jp/press/2022/04/20220427003/20220427003.html?from=mj
---

・国際研究拠点、新たに浪江候補地提案へ　田村、大熊も前向き検討
＜福島民友新聞　2022年4月27日＞　https://www.minyu-net.com/news/news/FM20220427-700372.php
政府が浜通りに整備する福島国際研究教育機構の立地選定を巡り、対象となる東京電力福島第１原発事故で避難指示が出るなどした１２市町村のうち、新たに浪江町が候補地を提案する方針を固めたことが分かった。２８日にも発表する見通し。南相馬、楢葉、富岡の各市町は既に誘致する意向を表明。田村市と大熊町も前向きに検討しており、候補地の選定を急いでいる。
浪江町は部署横断による職員７人のプロジェクトチームを置き、候補地選定の最終調整に入っている。
南相馬市は避難指示区域に設定された小高区への誘致を検討。小高区は、同市原町区の福島ロボットテストフィールドや浪江町の福島水素エネルギー研究フィールドといった福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想関連拠点の中間地点にあり、市は「既存施設との連携も図れる」としている。
楢葉町は「イノベ構想の中核を担う施設。立地に伴う産業発展につながる」、富岡町は「人の流れが増え、飲食店など新たな需要が見込まれる」とし、いずれも候補地選定を進めている。
政府が想定する機構の本施設の敷地面積は１０万平方メートル（１０ヘクタール）程度で、東京ドーム約２個分、サッカーコート約１２面分に当たる土地を確保できるかも焦点になる。前向きに検討を進める大熊町は「まとまった土地の確保、生活利便性やインフラ整備などに課題がある」、田村市も「平地の多い市町村と比べ、少し難しい面もある」として、課題解消を急いでいる。
川俣、広野、川内、双葉の各町村は、候補地を提案するかどうかを検討中。一方、葛尾、飯舘の両村は提案の意向を示していない。飯舘村は「相馬地方市町村会として南相馬市への誘致を要望してきたため」と説明した。葛尾村は「残念ながら適地がない」とし、波及効果を見据えた施策を検討する。
機構の本施設と仮事務所の立地選定を巡っては、市町村の提案を踏まえて県が検討し、その意見を尊重して国が９月までの決定を目指す。県は第１弾として１２市町村に対し、５月１０日までに候補地を提案するかどうかの意向を表明するよう照会している。県は、現地調査や聞き取りも行った上で８月に候補地を選定し、国に提案する方針。

・福島県産品「購入しない」韓国で８割　原発処理水めぐる風評調査
＜朝日新聞　2022年4月27日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ4V6WB6Q4VULFA03H.html
東京電力福島第一原発の処理水の海洋放出をめぐり、復興庁は26日、国内外での風評調査の結果を公表した。韓国では放出の有無を問わず、8割近い人が福島県産の食品を「購入しようと思わない」と回答した。
調査は国内外で海洋放出の方針がどう受け止められているのかを聞き、風評被害対策にいかすねらいがある。復興庁が1～2月にインターネット上で実施し、10カ国・地域の計2700人が回答した。
処理水放出による風評は？
現時点で福島県産の食品を「…

[原子力施設全般]
・寿都町長、「核のごみ」住民投票は「来年度中に」　文献調査後に実施

＜朝日新聞　2022 年 4 月 26 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ4V76J1Q4VIIPE026.html

北海道寿都町の片岡春雄町長は 26 日、「核のごみ」（原発から出る高レベル放射性廃棄物）の最終処分場選定に向けた文献調査後、概要調査に進むかどうかを決める住民投票について、実施時期を来年度中としたい考えを示した。文献調査後に住民向け勉強会を行い、1 年程度かけて調査への理解を深めてもらったうえで実施したいという。

26 日夜、文献調査を行う原子力発電環境整備機構（NUMO）と開いている「対話の場」の後、報道陣に明かした。片岡氏は「（住民投票は）来年度中にはやらないと（町民に）申し訳ない」「今年度は難しい」と述べた。

NUMO による文献調査は 2…

・柏崎刈羽原発のテロ対策不備は「柏崎刈羽固有の問題」　規制委報告

＜毎日新聞　2022 年 4 月 27 日＞　https://mainichi.jp/articles/20220427/k00/00m/040/065000c

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（検疫）

＜厚生労働省　2022 年 4 月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0ykGSpr_24-YoYNBY

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和４年４月 26 日版）

＜厚生労働省　2022 年 4 月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2lGCtq_m8_Y4b8BY

・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、空港検疫事例）を更新しました

＜厚生労働省　2022 年 4 月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=s0lmKvqfu-_4wY4hY

・新型コロナウイルス　ゲノムサーベイランスによる系統別検出状況を掲載しました

＜厚生労働省　2022 年 4 月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0ykGSpr_24-Yoe9BY

・「都道府県別の懸念される変異株の国内事例数(ゲノム解析)」を掲載しました

＜厚生労働省　2022 年 4 月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-nGilo_G09YYSyBY

◇マスコミ報道　見出し

・上海 コロナの死者過去最多更新 北京で人口 9 割に PCR 検査を拡大

＜NHK　2022 年 4 月 26 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220426/k10013600351000.html

---

[対策・予防]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)：Health Center Real-time information-sharing System on COVID-19

＜厚生労働省　2022 年 4 月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=s0lmKvqfu-_4weIhY

・COVID-19 Q&A has been updated regarding self isolation during quarintine.

＜厚生労働省　2022 年 4 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-nIqX-ixI8bVq-BY

・COVID-19 Q&A page has been updated regarding COVID19 sympotom, tests and diagnosis.

＜厚生労働省　2022 年 4 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2lIKf8iRA-b1igBY

・Japanese Border Measures

＜厚生労働省　2022 年 4 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2lIKf8iRA-b1ikBY

・アフターコロナ期の産業別雇用課題に関するプロジェクトチーム 会議資料を掲載しました。

＜厚生労働省　2022 年 4 月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-nGilo_G09YYTaBY

・自費検査を提供する検査機関一覧を更新しました。

＜厚生労働省　2022 年４月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=8QskaLjd-a26g8pjY
・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2022 年を更新しました
＜厚生労働省　2022 年４月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=V62Czh57XwscJW3FY
・接触確認アプリへの陽性登録のお願い&よくある質問について更新しました
＜厚生労働省　2022 年４月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=g3lWGsqvi9_I8bcRY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等
・「ウイルス感染症対策」において日本は mRNA ワクチン等の最新技術で出遅れ
＜経済産業省　2022 年４月 27 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2022/04/20220427006/20220427006.html?from=mj
---

◇マスコミ報道　見出し
・GW 後の感染急拡大を想定　分科会が４案提示へ
感染抑制か社会経済維持か　コロナ分科会、四つの対策案提示へ
＜毎日新聞　2022 年４月 27 日＞　https://mainichi.jp/articles/20220427/k00/00m/040/025000c
****

[3] 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について（令和４年４15 日基発 0415 第１号）
＜厚生労働省　2022 年４月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T220418K0030.pdf

基発 0415 第１号
令和４年４月 15 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和４年厚生労働省令第 82 号。以下「改正省令」という。）が令和４年４月 15 日に公布され、令和５年４月１日から施行することとされたところであるが、その改正の趣旨、内容等は下記のとおりであるので、その施行に遺漏なきを期されたい。

なお、改正省令は、これまで労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づく措置の対象としていなかった一人親方等について、新たに法第 22 条に基づく措置の対象とするものであることから、特に建設業及び製造業の関係事業者に対し周知が徹底されるよう、関係団体とも十分に連携を図られたい。

記

第１　改正の趣旨

石綿にばく露した労働者等が石綿肺、肺がん、中皮腫等の健康被害を被ったのは、国が規制権限を適切に行使しなかったためとして、建設業の元労働者等やその遺族等が国を相手取って国家賠償請求訴訟を提起した「建設アスベスト訴訟」の最高裁判決が令和３年５月 17 日に出された。

同判決においては、以下①及び②に示すとおり、これらの点について、国が規制権限を行使しなかったことは、著しく合理性を欠き、国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第１条第１項の適用上違法とされた。

① 掲示義務規定（法第 22 条に係る特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号。以下「特化則」という。）第 38 条の３の規定）は、特別管理物質を取り扱う作業場という場所の危険性に着目した規制であり、その場所において危険にさらされる者が労働者に限られないこと等を考慮すると、特別管理物質を取り扱う作業場における掲示を義務付けることにより、その場所で作業する者であって労働者に該当しない者も保護する趣旨のものと解するのが相当である。

② 省令を制定して、事業者に対し、石綿含有建材を使う建設現場における警告表示（掲示）の内容として、石綿により引き起こされる石綿関連疾患の具体的内容及び症状等、並びに防じんマスクを着用する必要があることについて、より具体的に記載することを義務付けるべきであった。

このため、本省令改正においては、①等を踏まえ、労働者と同じ場所で働く労働者以外の一人親方等に対しても、労働者と同等の保護措置を図るとともに、②を踏まえ、有害性の警告表示の内容の適正化を図る観点から、

法第 27 条に基づく法第 22 条に係る労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）、有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号。以下「有機則」という。）、鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 37 号。以下「鉛則」という。）、四アルキル鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 38 号。以下「四アルキル鉛則」という。）、特化則、高気圧作業安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 40 号。以下「高圧則」という。）、電離放射線障害防止規則（昭和 47 年労働省令第 41 号。以下「電離則」という。）、酸素欠乏症等防止規則（昭和 47 年労働省令第 42 号。以下「酸欠則」という。）、粉じん障害防止規則（昭和 54 年労働省令第 18 号。以下「粉じん則」という。）、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）及び東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成 23 年厚生労働省令第 152 号。以下「除染則」という。）（以下「11 省令」と総称する。）の規定を改正するものである。

なお、同判決においては、現行の法第 22 条の解釈として、その保護対象は労働者以外にも及ぶとされたことから、一人親方等に係る保護措置については、法改正を必要とするものではなく、同条に係る省令の規定を改正することとしたものである。

第２　改正の概要

１　改正の要点

法第 22 条に規定する健康障害を防止するため、11 省令を改正し、当該健康障害に係る業務又は作業を行う事業者に対して、

- 当該業務又は作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対しても労働者と同等の保護措置を講ずる義務を課す
- 当該業務又は作業を行う場所において、他の作業に従事する一人親方等の労働者以外の者に対しても労働者と同等の保護措置を講ずる義務を課す

こととし、具体的には次の（１）から（５）までのとおりとしたこと。

（１）健康障害防止のための設備等の稼働等に係る規定の改正

ア　設備の稼働に関する配慮義務の新設（改正省令による改正後の有機則（以下「改正有機則」という。）第 18 条第３項、第５項及び第７項、改正省令による改正後の鉛則（以下「改正鉛則」という。）第 32 条第２項、改正省令による改正後の四アルキル鉛則（以下「改正四アルキル鉛則」という。）第６条第４項、第７条第３項、第 11 条第２項第１号及び第 12 条第３項第１号、改正省令による改正後の特化則（以下「改正特化則」という。）第８条第２項、第 22 条第２項、第 22 条の２第２項及び第 38 条の 13 第４項第２号、改正省令による改正後の酸欠則（以下「改正酸欠則」という。）第５条第２項、第 21 条第４項第１号、第 23 条の２第３項第２号及び第 25 条の２第２項、改正省令による改正後の粉じん則（以下「改正粉じん則」という。）第 12 条第２項及び第３項並びに改正省令による改正後の石綿則（以下「改正石綿則」という。）第 17 条第２項関係）

事業者は、特定の危険有害業務又は作業を行うときは、局所排気装置、プッシュプル型換気装置、全体換気装置、排気筒その他の換気のための設備を設け、一定の条件の下に稼働させる義務があるところ、当該業務又は作業の一部を請負人に請け負わせる場合において、当該請負人のみが業務又は作業を行うときは、これらの設備を一定の条件の下に稼働させること等について配慮しなければならないこととしたこと。

イ　設備の使用等に関する配慮義務の新設（改正鉛則第 46 条第２項、第 47 条第２項及び第 49 条第３項、改正四アルキル鉛則第 16 条第７項、改正特化則第４条第３項及び第 38 条の 12 第２項第１号並びに改正石綿則第 46 条第２項関係）

事業者は、特定の危険有害業務又は作業を行うときは、保護具等の保管設備、汚染を洗浄するための設備、遠隔操作のための隔離室等を設け、労働者に使用させる義務があるところ、当該業務又は作業の一部を請負人に請け負わせるときは、これらの設備を当該請負人に使用させる等の必要な配慮をしなければならないこととしたこと。

ウ　設備の整備等に係る措置に関する配慮義務の新設（改正有機則第 26 条第２号及び第７号、改正四アルキル鉛則第６条第４項、第７条第１項及び第 11 条第２項第１号、改正特化則第 22 条第２項及び第 22 条の２第２項、改正酸欠則第 13 条第２項、第 20 条第２項、第 22 条第３項、第 23 条第２項、第 23 条の２

第３項第１号及び第 25 条の２第２項並びに改正粉じん則第 15 条第２項及び第 16 条第２項関係）

事業者は、特定の危険有害業務又は作業を行うときは、当該業務又は作業に係る設備や原材料等について、一定の措置を講ずる義務があるところ、当該業務又は作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に関してこれらの措置を講ずること等について配慮しなければならないこととしたこと。

エ　設備の設置等に関する義務及び配慮義務の新設（改正省令による改正後の高圧則（以下「改正高圧則」という。）第８条第１項及び第３項、第９条、第 14 条、第 15 条第２項、第 16 条第２項、第 17 条第２項、第 18 条第３項、第 19 条第１項及び第２項、第 20 条、第 27 条、第 28 条、第 29 条、第 30 条、第 32 条、第 33 条第１項、第 36 条並びに第 42 条関係）

事業者は、潜水業務又は高圧室内業務を行うときは、特定の設備を設け、又は当該設備に関して必要な措置を講ずる義務があるところ、当該業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対してこれらの措置を講ずること等について配慮しなければならないこと又は当該請負人もこれらの措置の対象としなければならないこととしたこと。

（２）作業実施上の健康障害防止（作業方法、保護具使用等）に係る規定の改正

ア　作業方法に関する周知義務の新設（改正省令による改正後の安衛則（以下「改正安衛則」という。）第 592 条の３第２項、第 592 条の４第２項及び第 608 条第２項、改正鉛則第 40 条第２項及び第３項、第 41 条第２項、第 42 条第２項、第 46 条第２項並びに第 58 条第８項、改正四アルキル鉛則第２条第３項第３号、第４条第３項第１号、第５条第３項第１号、第８条第３項第１号、第９条第４項第１号、第 13 条第３項並びに第 16 条第２項及び第６項、改正特化則第４条第３項及び第５項、第 12 条第２項、第 12 条の２第２項、第 20 条第２項、第 22 条第３項及び第４項、第 38 条の５第２項、第 38 条の 10 第６号、第 38 条の 12 第２項、第 38 条の 13 第３項第１号、第 38 条の 15 第２項、第 38 条の 16 第２項、第 38 条の 19 第２項並びに第 38 条の 20 第４項第１号及び第６項、改正高圧則第 25 条の２第３項、改正省令による改正後の電離則（以下「改正電離則」という。）第４条第３項、第５条第２項、第６条第２項、第７条第４項及び第５項、第７条の３第４項、第８条第７項及び第８項、第 18 条の 10 第２項、第 41 条の 11 第２項、第 41 条の 12 第２項、第 41 条の 13 第２項並びに第 45 条第４項及び第５項、改正石綿則第６条の２第２項及び第３項第３号、第６条の３、第 13 条第３項並びに第 46 条第２項並びに改正省令による改正後の除染則（以下「改正除染則」という。）第３条第３項、第４条第２項、第５条第９項から第 11 項まで、第 12 条第２項、第 25 条の２第３項、第 25 条の３第２項並びに第 25 条の４第５項及び第６項関係）

事業者は、特定の危険有害業務又は作業を行うときは、一定の作業方法による義務があるところ、当該業務又は作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、一定の作業方法により当該業務又は作業を行う必要がある旨を周知させなければならないこととしたこと。

イ　特定の作業実施時の保護具使用の必要性に関する周知義務の新設（改正安衛則第 327 条第２項、第 592 条の５第３項、第 593 条第２項、第 594 条第２項及び第 595 条第２項、改正有機則第９条第２項、第 13 条の２第１項第３号、第 18 条の２第１項第３号、第 32 条第２項及び第 33 条第２項、改正鉛則第 58 条第２項、第４項及び第６項並びに第 59 条第２項、改正四アルキル鉛則第２条第３項第１号及び第２号、第４条第３項第２号、第５条第３項第２号、第６条第５項、第７条第１項、第８条第３項第２号、第９条第４項第２号及び第３号、第 10 条第３項、第 11 条第２項第２号及び第４項並びに第 12 条第３項第２号、改正特化則第６条の２第１項第３号、第 22 条第３項、第 22 条の２第第２項、第 38 条の７第２項、第 38 条の 13 第４項第４号、第 38 条の 14 第１項第２号及び第 11 号ハ、第 38 条の 19 第２項、第 38 条の 20 第４項第２号、第 38 条の 21 第６項及び第８項並びに第 44 条第２項及び第４項、改正高圧則第 37 条第２項及び第４項、改正電離則第 26 条、第 38 条第３項、第 39 条第３項、第 40 条第２項及び第 41 条の８の２第２項、改正酸欠則第５条の２第３項、第６条第４項、第 16 条第３項、第 21 条第４項第２号及び第 23 条の２第３項第２号、改正粉じん則第７条第１項及び第２項、第８条、第９条第１項、第 24 条第２項並びに第 27 条第２項及び第４項、改正石綿則第 10 条第３項並びに第 14 条第２項及び第４項並びに改正除染則第 16 条第３項関係）

事業者は、特定の危険有害業務又は作業を行うときは、当該業務又は作業に従事する労働者に必要な保

護具を使用させる義務があるところ、当該業務又は作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、必要な保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならないこととしたこと。

ウ　**特定の場所における保護具使用の必要性に関する周知義務の新設**（改正有機則第 13 条の３第５項第４号及び第 28 条の３第４項、改正鉛則第 23 条の３第５項第４号、第 39 条第２項及び第 52 条の３第４項、改正特化則第６条の３第５項第４号、第 36 条の３第４項、第 38 条の 17 第１項第１号及び第 38 条の 18 第１項第１号、改正粉じん則第 26 条の３第４項並びに改正石綿則第 38 条第４項関係）

事業者は、特定の危険有害業務又は作業を行うときは、当該業務又は作業を行う場所で作業に従事する労働者に必要な保護具を使用させる義務があるところ、請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含めて、当該場所で作業に従事する者に対し、必要な保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならないこととしたこと。

エ　**汚染の除去等に関する周知義務の新設**（改正有機則第 26 条第４号及び第 30 条の４第２項、改正鉛則第 34 条の２、第 42 条第２項、第 47 条第２項、第 49 条第３項、第 50 条第２項及び第 56 条第２項、改正四アルキル鉛則第 15 条の２、第 16 条第４項、第 18 条第２項並びに第 25 条第３項及び第４項、改正特化則第 38 条第３項、第 38 条の７第２項、第 38 条の 13 第２項並びに第 42 条第２項及び第４項、改正電離則第 30 条第４項、第 41 条第２項及び第 44 条第３項、改正酸欠則第 17 条第２項、改正石綿則第 32 条の２第２項及び第 46 条第４項並びに改正除染則第 11 条第３項、第 17 条第２項及び第 25 条の７第３項関係）

事業者は、特定の危険有害業務又は作業に関して労働者が有害物により汚染等されたときは、汚染の除去、医師による診断の受診等をさせる義務があるところ、当該業務又は作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、有害物により汚染等されたときは、汚染の除去、医師による診断の受診等をする必要がある旨を周知させなければならないこととしたこと。

オ　**特定の疾病罹患時等の作業従事禁止に関する周知義務の新設**（改正鉛則第 57 条第２項、改正四アルキル鉛則第 26 条第２項並びに改正高圧則第 18 条第４項、第 27 条及び第 41 条第２項関係）

事業者は、特定の疾病に罹患等している労働者を、特定の危険有害業務又は作業に従事させてはならないところ、当該業務又は作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、特定の疾病に罹患等しているときは、特定の危険有害業務又は作業に従事してはならない旨を周知させなければならないこととしたこと。

（３）場所に関わる健康障害防止（立入禁止、退避等）に係る規定の改正

ア　**特定の場所への立入禁止等の対象拡大**（改正安衛則第 585 条第１項及び第 609 条、改正有機則第 27 条第２項及び第 35 条第１号、改正鉛則第 39 条第２項、改正四アルキル鉛則第２条第１項第２号、第 19 条及び第 20 条第２項、改正特化則第 25 条第５項第１号、第 38 条の 13 第４項第５号、第 38 条の 14 第１項第５号、第７号ハ、第９号ハ及び第 12 号並びに第２項第２号並びに第 38 条の 19 第１項第 10 号、改正高圧則第 23 条第２項、第 24 条第２項及び第 25 条、改正電離則第 18 条第１項及び第４項、第 18 条の２並びに第 42 条第３項、改正酸欠則第９条第１項、改正粉じん則第 24 条の２並びに改正石綿則第 15 条関係）

事業者は、特定の危険有害な環境にある場所、特定の危険有害な物を取り扱う場所又は特定の危険有害な物が発生するおそれがある場所には、必要がある労働者を除き、労働者が立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示する義務があるところ、請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含めて、必要がある者を除き、当該場所で作業に従事する者が立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示しなければならないこととしたこと。

イ　**事故等発生時の退避の対象拡大**（改正有機則第 27 条第１項、改正四アルキル鉛則第 20 条第１項及び第３項、改正特化則第 23 条第１項並びに第 38 条の 14 第１項第７号ロ、第 10 号ホ及び第 11 号ロ、改正高圧則第 23 条第１項及び第 24 条第１項、改正電離則第 42 条第１項並びに改正酸欠則第 14 条第１項関係）

事業者は、特定の事故等が発生し、労働者に健康障害のおそれがあるときは、事故等が発生した場所から労働者を退避させる義務があるところ、請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含めて、当該場

所で作業に従事する者を退避させなければならないこととしたこと。

ウ　**特定の場所での喫煙及び飲食の禁止の対象拡大**（改正鉛則第 51 条第１項、改正特化則第 38 条の２第１項、改正電離則第 41 条の２第１項、改正石綿則第 33 条第１項及び改正除染則第 18 条第１項関係）

事業者は、特定の場所においては、労働者が喫煙し、又は飲食することを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示する義務があるところ、請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含めて、当該場所で作業に従事する者が喫煙し、又は飲食することを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示しなければならないこととしたこと。

エ　**特定の場所における入退出時等に講ずる措置の対象拡大**（改正高圧則第 10 条の２及び改正酸欠則第８条第２項関係）

事業者は、特定の場所に労働者を立ち入らせるとき、特定の場所から労働者を退出させるとき等は、一定の措置を講ずる義務があるところ、労働者以外の者も含めて、当該場所で作業に従事する者を当該措置の対象としなければならないこととしたこと。

（４）有害物の有害性等を周知させるための掲示に係る規定の改正

ア　**有害物の有害性等に関する掲示による周知の対象拡大**（改正有機則第 24 条第１項、改正特化則第 38 条の３、第 38 条の 17 第１項第２号、第 38 条の 18 第１項第２号及び第 38 条の 19 第１項第 18 号並びに改正石綿則第 34 条関係）

事業者は、特定の有害物を取り扱う場所については、有害物の有害性等を周知させるため、必要な事項について労働者が見やすい箇所に掲示する義務があるところ、労働者以外の者も含めて、見やすい箇所に掲示しなければならないこととしたこと。

イ　**有害物の有害性等に関する掲示内容の見直し**（改正有機則第 24 条第１項、改正特化則第 38 条の３、第 38 条の 17 第１項第２号、第 38 条の 18 第１項第２号及び第 38 条の 19 第１項第 18 号並びに改正石綿則第 34 条関係）

事業者は、特定の有害物を取り扱う場所については、有害物の有害性等を周知させるため、有害物の人体に及ぼす作用等について掲示する義務があるところ、掲示すべき事項のうち、「特定の有害物の人体に及ぼす作用」を「特定の有害物により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状」に改めるとともに、「保護具を使用しなければならない旨」を掲示すべき事項に追加したこと。

ウ　**有害物の有害性等に関する掲示義務の対象物質の拡大**（改正安衛則第 592 条の８、改正鉛則第 51 条の２、改正四アルキル鉛則第 21 条の２及び改正粉じん則第 23 条の２関係）

事業者が有害物の有害性等を掲示しなければならない義務は、有機則、特化則、石綿則に規定されていたところ、改正安衛則（ダイオキシン類関係）、改正鉛則、改正四アルキル鉛則及び改正粉じん則にも同様の規定を設けたこと。

エ　**特定の場所における掲示等による必要事項の周知の対象拡大**（改正安衛則第 583 条の２及び第 595 条第４項、改正有機則第 25 条第１項、改正特化則第 17 条及び第 38 条の 19 第１項第７号、改正高圧則第 21 条第３項、改正電離則第３条第５項及び第 54 条第４項、改正石綿則第３条第６項並びに改正除染則第７条第３項及び第４項並びに第 25 条の６第２項関係）

事業者は、特定の場所について、装置故障時の連絡方法、事故発生時の応急措置等必要な事項を労働者が見やすい箇所に掲示又は明示する義務があるところ、労働者以外の者も含めて、見やすい箇所に掲示又は明示しなければならないこととしたこと。

（５）労働者以外の者による立入禁止等の遵守義務に係る規定の整備

ア　**労働者以外の者による立入禁止の遵守義務の対象拡大**（改正安衛則第 585 条第２項及び改正酸欠則第９条第２項関係）

労働者は、必要がある者を除き、立入りが禁止された場所には立ち入ってはならないとされているところ、（３）アにより新たに立入禁止の対象とされた労働者以外の者も含め、当該場所で作業に従事する者は、必要がある者を除き、立入りが禁止された場所には立ち入ってはならないこととしたこと。

イ　**労働者以外の者による喫煙及び飲食禁止の遵守義務の対象拡大**（改正鉛則第 51 条第２項、改正特化則第 38 条の２第２項、改正電離則第 41 条の２第２項、改正石綿則第 33 条第２項及び改正除染則第 18

条第２項関係）

労働者は、特定の場所では喫煙又は飲食してはならないとされているところ、（３）ウにより新たに禁止対象とされた労働者以外の者も含め、当該場所で作業に従事する者は、喫煙又は飲食してはならないこととしたこと。

ウ　特定の場所における入退出時の汚染等の除去義務の対象拡大（改正鉛則第 45 条第３項、改正特化則第 37 条第３項、改正電離則第 31 条第４項及び第５項並びに第 32 条第３項及び第４項、改正粉じん則第 23 条第３項、改正石綿則第 28 条第３項並びに改正除染則第 14 条第４項及び第５項並びに第 15 条第３項及び第４項関係）

労働者は、特定の場所に立ち入るとき又は特定の場所から退出するときは、汚染等を除去する義務があるところ、労働者以外の者も含め、特定の場所に立ち入るとき又は特定の場所から退出するときは、汚染等を除去しなければならないこととしたこと。

２　留意事項

（１）重層請負関係にある場合の措置義務者とその対象者

改正省令により、事業者は、特定の危険有害業務又は作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対する配慮義務や周知義務が新たに課されることとなるが、これらの義務は、事業者が請負契約を締結している相手方に対する義務であること。従って、危険有害作業を重層請負により行う場合の義務については、例えば三次下請事業者までが当該業務又は作業に従事する場合においては、元請事業者から請け負って実施する一次下請事業者は二次下請事業者に対する義務を負い（三次下請業者に対する義務は生じない。）、二次下請事業者は三次下請事業者に対する義務を負うものであること。

また、改正省令により、事業者は、特定の危険有害業務又は作業を行う場所について、請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含めて周知、立入禁止等の義務が新たに課されるが、これらの義務は、当該業務又は作業を行う全ての事業者が義務を負うものであること。ただし、第３の１の（３）イ（エ）及び（４）イ（イ）にあるとおり、危険有害業務又は作業を複数の事業者が共同で行っている場合等、同一場所についてこれらの義務が複数の事業者にかかっているときは、立入り等の禁止の表示や掲示を事業者ごとに複数行う必要はなく、当該複数の事業者が共同で表示や掲示を行っても差し支えないこと。

（２）改正省令における請負人の定義

改正省令に規定する請負人には、労働者を使用しない個人事業者（建設業のいわゆる「一人親方」も含む。以下同じ。）も含まれること。

（３）業務又は作業の全部を請負人に請け負わせる場合の取扱い

改正省令により、事業者は、特定の危険有害業務又は作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対する配慮義務や周知義務が新たに課されるが、事業者が当該業務又は作業の全部を請負人に請け負わせるときは、当該事業者は法第 22 条の適用対象とはならない（当該業務又は作業の発注者という立場になる）ことから、改正省令により新たに課される義務の対象とならないこと。

（４）請負人のみが業務又は作業を実施する場合の措置

改正省令により、事業者は、特定の危険有害業務又は作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対する配慮義務や周知義務が新たに課されるが、当該請け負わせた業務又は作業において、一時的に又は一定の日等について、労働者が当該業務又は作業に従事せず、請負人のみが従事する場合であっても、これらの義務は適用されること。

（５）安全確保のための設備等の設置に係る措置

事業者は、特定の危険有害業務又は作業を行うときは、局所排気装置、プッシュプル型換気装置、全体換気装置、排気筒その他の換気のための設備等を設ける義務があるところ、労働者を当該業務又は作業に従事させる時点でこれらの必要な設備等は設置されることから、当該業務又は作業の一部を請負人に請け負わせる場合に、重ねて当該請負人も対象とした設備等の設置義務を課す改正は行わないこととしたこと。

（６）措置の対象となる作業場所の範囲

改正省令により、事業者は、特定の危険有害業務又は作業を行う場所について、請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含めて周知、立入禁止等の義務が新たに課されるが、これらの義務が及ぶ場所の範囲

は、当該業務又は作業が行われている一定の区切られた範囲（当該危険有害業務又は作業の影響が直接的に及ぶと考えられる合理的な範囲）であること。

なお、当該範囲は、今回の改正により、これまで労働者に対する義務が生じていた範囲と、異なるものとなるものではないこと。

（７）家族従事者に対する措置

法第２条第２号の規定により、同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者（以下「家族従事者」という。）は労働者には含まないこととされているため、家族従事者は法の直接的な措置対象とはなっていないが、個人事業者がこれらの者の安全衛生の確保を図ることは重要である。

改正省令により、事業者の行う業務又は作業の一部を請け負う個人事業者も労働者と同等の保護措置の対象となり、安全衛生の確保に必要な配慮や情報の周知等を受けることができることとなることから、個人事業者は、これらの措置の活用等により、自らが使用する家族従事者に対して、事業者が労働者に対して行う措置と同等の措置を行うことが重要である。

（８）元方事業者の講ずべき措置

改正省令は、法第 27 条に基づき法第 22 条に係る事業者の講ずべき措置を定めたものであり、元方事業者に係る措置義務等は新設されていない。

しかしながら、法第 29 条第 1 項においては、関係請負人が法やそれに基づく命令（改正省令により改正された 11 省令を含む。）の規定に違反していると認めるときは、必要な指示を行わなければならないとされており、改正省令により義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合には、当該指示の対象となるものであること。

おって、個人事業者は、法第 29 条第 2 項の「関係請負人の労働者」には該当しないこと。

（９）特別教育に係る配慮

事業者は、労働者を従事させるときに特別教育を行うことが義務付けられている業務（安衛則第 36 条第 20 号の２から第 29 号まで及び第 34 号から第 38 号までに掲げる業務）の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、労働者に対して特別教育を実施する場合に併せて当該請負人やその労働者等にも受講の機会を提供する、特別教育実施機関を紹介する等の配慮を行うことが望ましいこと。

（１０）作業主任者の職務の範囲

労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第６条第１号、第５号、第５号の２及び第 18 号から第 23 号までの作業に係る作業主任者は、作業に従事する労働者を指揮等する者であることから、事業者が当該作業の一部を請負人に請け負わせる場合における当該請負人に対する措置は、作業主任者の職務には含めていないこと。

３　施行期日

改正省令は、令和５年４月１日から施行することとしたこと。

第３　細部事項

改正安衛則、改正有機則、改正鉛則、改正四アルキル鉛則、改正特化則、改正高圧則、改正電離則、改正酸欠則、改正粉じん則、改正石綿則及び改正除染則の各条文に係る趣旨、解釈等は以下のとおりであること。

１　各省令に共通する事項

（１）安全確保のための設備等の稼働等に係る規定の改正

ア　改正の趣旨

局所排気装置といった設備等の稼働等については、業務又は作業の一部を請負人に請け負わせた場合において、基本的には労働者と当該請負人が当該業務又は作業に従事することとなるが、労働者が一時的に又は一定の日等において当該業務又は作業に従事せず、当該請負人のみが従事する場合も想定される。この場合に、必ずしも事業者が設備等の稼働等の措置を行わず、請負人に対して設備等の使用等を許可する（請負人自身において稼働させる）こと等の他の手段も考えられることから、事業者に対する直接的な措置義務とせず、配慮義務としたものであること。

なお、当該配慮義務は、何らかの手段で、労働者と同等の保護措置が図られるよう便宜を図る等の義務が事業者に課されているものであること。

イ　解釈等

（ア）設備の稼働に関する配慮義務の新設

①「稼働させること等について配慮しなければならない」という規定の配慮義務には、事業者が設備を稼働させることのほか、請負人に対し、請負人が当該設備を稼働させることを許可すること、請負人に対し当該設備の稼働について助言すること等が含まれること。

②「換気装置により（中略）換気し、作業中も当該装置により換気を続けること等について配慮しなければならない」という規定の配慮義務には、事業者が換気装置により換気することのほか、請負人に対し、請負人が当該換気装置を使用して換気することを許可すること、請負人に対し当該換気装置を使用した換気の実施について助言すること等が含まれること。

（イ）設備の使用に関する配慮義務の新設

「〇〇（設備）を使用させる等適切に△△（措置）が行われるよう必要な配慮をしなければならない」という規定の配慮義務には、請負人に〇〇を使用させることのほか、請負人に対し、請負人が△△を行うことができる場所を提供することが含まれること。

（ウ）設備に係る措置に関する配慮義務の新設

①「〇〇（設備）について、△△（措置）すること等について配慮する」という規定の配慮義務には、事業者が〇〇に△△することのほか、請負人に対し、請負人が〇〇に△△することを許可すること、請負人に対し△△について助言すること等が含まれること。

②「作業の状況を監視し、異常があったときに直ちにその旨を事業者に通報する者を一人以上置くこと等について配慮する」という規定の配慮義務には、事業者が監視者を配置することのほか、請負人が監視者を置くことを許可することが含まれること。

（エ）潜水業務又は高圧室内業務に関する配慮義務等の新設

下記２の（５）高気圧作業安全衛生規則（改正省令第６条関係）を参照のこと。

（２）作業実施上の健康障害防止（作業方法、保護具使用等）に係る規定の改正

ア　改正の趣旨

（ア）事業者は、特定の危険有害業務又は作業を行う場合に、当該業務又は作業に従事する労働者に対して、健康障害を防止するために特定の方法による作業の実施、保護具の使用、汚染の除去、特定の疾病に罹患している等の特定の者の作業従事の禁止等を行う義務があるところ、当該業務又は作業の一部を請負人に請け負わせるときにおいて、当該請負人に対して事業者が指揮命令を行うことはできないため、請負人についてはこれらの措置を講ずる必要があることを周知させなければならないこととしたこと。

（イ）事業者は、特定の危険有害業務又は作業を行う場所について、当該業務又は作業に従事する労働者以外の労働者も含め、全ての労働者に保護具を使用させる義務があるところ、当該場所で作業に従事する労働者以外の者に対して、事業者が指揮命令を行うことはできないため、労働者以外の者については、保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならないこととしたこと。

（ウ）事業者は、請負人ほか労働者以外の者に対して保護具の使用に係る周知を行う際には、当該者が適切な保護具を選択できるよう、労働者に使用させる保護具の種類や性能等について情報提供することが望ましいこと。

イ　解釈等

（ア）周知の方法

事業者は、以下のいずれかの方法により周知させなければならないこと。

なお、周知させる内容が複雑な場合等で④の口頭による周知が困難なときは、以下の①～③のいずれかの方法によること。

① 常時作業場所の見やすい場所に掲示又は備えつけることによる周知

② 書面を交付すること（請負契約時に書面で示すことも含む。）による周知

③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場所に当該記録の内容を常時確認できる機器を設置することによる周知

④ 口頭による周知

（イ）請負人等が講ずべき措置

改正省令により設けられた事業者による周知は、請負人等に指揮命令を行うことができないことから周知させることとしたものであり、請負人等についても労働者と同等の保護措置が講じられるためには、事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実に当該措置を実施することが重要であること。

また、個人事業者が家族従事者を使用するときは、個人事業者は当該家族従事者に対して、必要な措置を確実に実施することが重要であること。

（ウ）周知に係る事業者の義務の範囲

改正省令により設けられた事業者による周知は、周知の内容を請負人等が理解したことの確認までを求めるものではないが、確実に必要な措置が伝わるように分かりやすく周知することが重要であること。その上で、請負人等が自らの判断で保護具を使用しない等、必要な措置を実施しなかった場合において、その実施しなかったことについての責任を当該事業者に求めるものではないこと。

（エ）作業計画について

高圧則第 12 条の２、石綿則第４条及び除染則第８条に規定する作業計画については、作業の方法等の事項を示すこととされているが、当該作業の方法は、作業を行う事業者と、当該作業の一部を請け負う請負人とで必ずしも同一ではないことから、改正省令において、作業計画について請負人に対して周知させる義務は課さないこととしたこと。ただし、作業計画のうち、労働者や請負人の健康障害を防止するために、請負人に対しても周知させる必要がある事項については、周知させることが望ましいこと。

（３）場所に関わる健康障害防止（立入禁止、退避等）に係る規定の改正

ア　改正の趣旨

（ア）事業者は、労働者に対して、特定の場所への立入りの禁止、事故等発生時の退避、特定の場所での喫煙及び飲食の禁止、特定の場所への立入り又は特定の場所からの退出時の措置を行う義務があるところ、これらの措置は、場所の危険性の観点から健康障害防止を図るための措置として義務付けられているものである。このため、労働者以外の者であっても、当該場所で作業に従事する者には等しく適用されるべきものであることや、これらの措置は指揮命令に基づくものではなく、当該場所を実態として使用・管理している者の権限に基づいて行うものであることから、労働者以外の者も、これらの措置義務の対象に追加したものであること。

（イ）立入り又は喫煙及び飲食の禁止の方法としては、必ずしも事業者が常時監視する必要はなく、禁止する旨を見やすい箇所に表示する方法も認められるところ、改正省令により、改めて表示による禁止も含まれることを条文上明示したこと。なお、これは表示による禁止も可能であることを改めて条文上明示したに過ぎず、表示による禁止が最も適切である等の趣旨を表したものではないこと。

イ　解釈等

（ア）措置義務の対象に含まれる者の範囲

改正省令により、新たに立入禁止、退避等の措置対象に追加された特定の場所において作業に従事する者とは、作業の内容如何に関わらず、その場所で何らかの作業（危険有害な作業に限らず、現場監督、記録のための写真撮影、荷物の搬入等も含まれる。）に従事する者をいい、次に掲げる者が含まれること。

① 当該場所で何らかの作業に従事する他社の社長や労働者

② 当該場所で何らかの作業に従事する一人親方

③ 当該場所で何らかの作業に従事する一人親方の家族従事者

④ 当該場所に荷物等を搬入する者

（イ）立入り、喫煙等の禁止の方法

立入り又は喫煙及び飲食の禁止を表示で行う場合は、対象となる全ての者に確実にその旨が伝わることが重要であることから、見やすい箇所に分かりやすく表示する必要があること。

立入り等の禁止の方法のうち、表示以外の方法としては、ロープ、柵等で入れないようにする方法、出入口を施錠する方法などがあること。

（ウ）立入り、喫煙等の禁止、退避等の措置に係る事業者の義務の範囲

事業者が、表示その他の方法で立入り又は喫煙及び飲食を禁止している場所について、作業に従事す

る者が当該表示を無視して、当該場所に立ち入った場合や当該場所で喫煙又は飲食した場合において、その立入りや喫煙等についての責任を当該事業者に求めるものではないこと。

また、労働者以外の者に対して事業者が退避を求めたにも関わらず、当該者が退避しなかった場合において、その退避しなかったことについての責任を事業者に求めるものではないこと。

（エ）同一場所に措置義務がかかる事業者が複数いる場合の取扱い

危険有害業務又は作業を複数の事業者が共同で行っている場合等、同一場所について立入り又は喫煙及び飲食の禁止を行う義務が複数の事業者にかかっているときは、立入り等の禁止の表示を事業者ごとに複数行う必要はなく、当該複数の事業者が共同で表示を行っても差し支えないこと。

（4）有害物の有害性等を周知させるための掲示に係る規定の改正

ア　改正の趣旨

（ア）有害物の有害性等に関する掲示による周知の対象拡大

事業者は、特定の有害物を取り扱う場所について、労働者に対して、当該有害物の有害性等を周知させるために掲示を行う義務があるところ、当該有害物によって健康障害が生ずるおそれは、労働者以外の者についても同様であることから、労働者以外の者も含め、当該場所において作業に従事する者について、掲示による周知義務の対象としたものであること。

（イ）有害物の有害性等に関する掲示内容の見直し

掲示すべき事項として、「(特定の有害物の）人体に及ぼす作用」を掲示する義務があったところ、当該掲示では、有害物の有害性に対する記載が体的でなく、注意喚起としての効果が十分に得られない可能性があることから、より具体的な内容として、「(特定の有害物により）生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状」を記載しなければならないこととしたこと。

また、保護具の使用が必要である場合において、確実に必要な保護具が使用されるようにするため、保護具を使用しなければならない旨を掲示すべき事項に追加したこと。

（ウ）有害物の有害性等に関する掲示義務の対象物質の拡大

有害物の有害性等に関する掲示は、有機則、特化則及び石綿則に規定されていたところ、当該掲示に係る規定が置かれていなかった安衛則（ダイオキシン類関係)、鉛則、四アルキル鉛則及び粉じん則についても、有害物を取り扱う場所において、その有害性等を当該場所で作業に従事する者に対し、掲示により周知させる必要性が同様にあることから、これらの省令についても同様の掲示規定を設けたこと。

（エ）特定の場所における掲示による必要事項の周知の対象拡大

事業者は、特定の場所について、健康障害を防止するため、労働者に対して、必要事項を周知させるために掲示を行う義務があるところ、健康障害が生ずるおそれは労働者以外も同様であることから、当該場所において作業に従事する者については、労働者以外の者も掲示による周知義務の対象に追加したものであること。

イ　解釈等

（ア）有害物ごとに掲示すべき内容

別途示す内容により掲示を行う必要があること。

（イ）同一場所に掲示義務がかかる事業者が複数いる場合の取扱い

危険有害業務又は作業を複数の事業者が共同で行っている場合等、同一場所について掲示を行う義務が複数の事業者にかかっているときは、掲示を事業者ごとに複数行う必要はなく、当該複数の事業者が共同で掲示を行っても差し支えないこと。

（5）労働者以外の者による立入禁止等の遵守義務に係る規定の整備

ア　改正の趣旨

改正省令により、事業者による立入禁止、喫煙及び飲食の禁止並びに特定の場所に立ち入るとき又は特定の場所から退出するときの汚染等の除去の措置対象に、労働者以外の者であって作業に従事する者も追加されたことを受け、労働者以外の者にもこれらの措置を確実に遵守させる必要があることから、労働者に加えて、労働者以外の者についてもこれらの措置に係る遵守義務を設けたこと。

イ　解釈等

労働者以外の者については、立入禁止、喫煙及び飲食の禁止、汚染等の除去についての遵守義務について、罰則はないこと。

２　省令ごとの特記事項（共通事項以外）

（１）労働安全衛生規則（改正省令第１条関係）

ア　改正安衛則第 608 条第２項関係

「ふく射熱からの保護措置」として、事業者が労働者以外の者も対象に有効な防護壁を設置する等の措置を講じた場合には、本項に基づく周知を重ねて行う必要はない趣旨であること。

イ　改正安衛則第 609 条関係

「炉の修理に係る作業」とは、炉を直接修理する作業に限らず、炉の修理に際しての炉内の原材料等の搬出や修理前の清掃作業等も含まれる趣旨であること。

ウ　安衛則第 617 条関係

熱中症の予防には、喉の渇きにかかわりなく、定期的に水分及び塩分を摂取することが重要であるため、多量の発汗を伴う作業場に備えた塩及び飲料水については、改正省令の改正趣旨に鑑み、労働者に限らず、当該作業場で作業に従事する者が摂取できるよう配慮することが望ましいこと。

（２）有機溶剤中毒予防規則（改正省令第２条関係）

ア　改正有機則第 26 条関係

改正有機則第 26 条第１号及び第６号における作業開始前の措置について、作業開始時点では労働者がおらず、有機溶剤業務の一部を請け負った請負人のみが作業に従事する場合も想定されることから、それぞれ同条第２号及び第７号において、第２の１（１）ウの観点に基づく配慮を義務付けたこと。

（３）四アルキル鉛中毒予防規則（改正省令第４条関係）

ア　改正四アルキル鉛則第６条第４項関係

改正四アルキル鉛則第６条第１項第１号から第５号までにおける作業開始前の措置について、作業開始時点では労働者がおらず、同項の業務の一部を請け負った請負人のみが作業に従事する場合も想定されることから、同条第４項において、第２の１（１）ウの観点に基づく配慮を義務付けたこと。

イ　改正四アルキル鉛則第 20 条第２項関係

本項に規定する「関係者以外の作業に従事する者」の「関係者」とは、被害者の救出、緊急時の物品等の持ち出し、汚染除去又は修理等の作業のためにやむを得ず事故現場内等に立ち入る者をいい、「作業に従事する者」とは、作業の内容如何に関わらず、その場所で何らかの作業（危険有害な作業に限らず、現場監督、記録のための写真撮影、荷物の搬入等も含まれる。）に従事する者をいうこと。

（４）特定化学物質障害予防規則（改正省令第５条関係）

ア　改正特化則第 12 条の２関係

事業者は、特定化学物質を製造し、又は取り扱う業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、特定化学物質により汚染されたぼろ、紙くず等については、第 12 条の２第１項の措置を講ずる必要がある旨を周知させなければならないところ、当該業務を請負人に請け負わせるに当たって、作業内容等に鑑み、特定化学物質により汚染されたぼろ、紙くず等が生じることが想定されない場合においては、同条第２項の周知は不要であること。

イ　改正特化則第 38 条の 12 第２項第２号関係

コークス炉上において、又はコークス炉に接して行う製造の作業に関し、事業者は、改正特化則第 38 条の 12 第１項第７号において、労働者がコークス炉発散物により汚染されることを防止するために必要な作業規程を定め、これにより作業を行うこととされているところであるが、当該作業規程は、労働者が安全に作業を行うために遵守すべき設備等に関する作業方法、留意事項等を定めるものであり、作業の一部を請け負った請負人が安全に作業を行うためには、当該作業規程を承知しておくことが重要であることから、事業者は、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対しても当該作業規程を周知させなければならないこととしたものであること。

ウ　改正特化則第 38 条の 14 第１項第 11 号関係

改正特化則第 38 条の 14 第１項第 11 号ハの「労働者に送気マスク、空気呼吸器若しくは隔離式防毒

マスクを使用させるとき、又は当該測定を行う者（労働者を除く。）に対し送気マスク、空気呼吸器若しくは隔離式防毒マスクを使用する必要がある旨を周知させるときのほか、当該居住室等の外から行うこと」とは、労働者に送気マスク、空気呼吸器又は隔離式防毒マスクを使用させるとき（労働者以外の者が測定を行うときは、当該者に対し、送気マスク、空気呼吸器又は隔離式防毒マスクを使用する必要がある旨を周知させるとき）以外は、当該居住室等の外から測定を行う必要があることをいうこと。

（５）高気圧作業安全衛生規則（改正省令第６条関係）

ア　共通事項（改正高圧則第８条、第９条、第 14 条、第 18 条、第 19 条、第20 条、第 28 条、第 29 条、第 30 条、第 32 条、第 33 条、第 36 条及び第 42 条関係）

潜水業務や高圧室内業務は、水中や外部とは遮断された作業室等の内部で行われることから、事業者がこれらの業務の一部を請負人に請け負わせた場合は、当該請負人やその請負人の労働者等に対しても、事業者自らが使用する労働者と同様に、事業者が圧縮空気による送気や作業室における加圧・減圧の管理等を行うことが一般的である。このため、事業者が潜水業務や高圧室内業務の一部を請負人に請け負わせる場合は、立入禁止や退避などの措置のほか、圧縮空気による送気や作業室における加圧・減圧の管理等について、労働者に対して実施が義務付けられている措置と同様の措置を、当該請負人に対しても講じなければならないとして、新たに事業者に義務付けたものであること。

イ　改正高圧則第８条第１項及び第９条関係

空気圧縮機による送気は、空気圧縮機によって圧縮された外気を高圧状態で空気槽に貯め、当該空気槽からエアホースを通じ、設定した圧力で水中で作業する者に対して送られるという一連の過程を経るものであるため、潜水業務の一部を請負人に請け負わせる場合において、必要な設備等を請負人に周知させるのみでは、潜水業務に伴う健康障害を十分に防止することは困難である。このため、事業者が潜水業務の一部を請け負わせる場合において、圧縮空気により送気を行うときは、潜水作業者以外の者も含め潜水業務に従事する者ごとに空気槽を設置すること等を事業者に対して義務付けたものであること。

「潜水業務従事者」には、事業者が潜水業務を直接請け負わせた請負人のほか、当該請負人の労働者、当該潜水業務が数次の請負契約によって行われる場合における当該請負人以外の請負人及びその労働者も含め、当該潜水業務に従事する全ての者が含まれるものであること。

ウ　改正高圧則第 10 条の２関係

第 10 条の２第１項の「人数の点検」については、入退室時における現地での点呼に限られるものではなく、入退室時に各人が出入りの状況をボードに記載する、監視カメラによる遠隔での確認、ＩＣカードリーダー等を用いたゲート通過記録による確認等が含まれる趣旨であること。

同条第２項の「必要な措置」には、作業の中断、作業室又は気こう室からの退避、医療機関への搬送等が含まれる趣旨であること。

エ　改正高圧則第 14 条、第 18 条第３項、第 19 条第１項及び第２項並びに第20 条関係

気こう室における加圧又は減圧に際しては、事業者が加圧・減圧速度や気こう室内の設備等の管理を行うものであることから、高圧室内業務の一部を請負人に請け負わせる場合、加圧・減圧の速度等を請負人に周知させるのみでは、高圧室内業務に伴う健康障害を十分に防止することは困難である。このため、事業者が高圧室内業務の一部を請負人に請け負わせる場合においては、高圧室内作業者以外の者も含め高圧室内業務に従事する者に対し、加圧を行うときには毎分 0.08 メガパスカル以下の速度で行うこと等について義務付けたものであること。

「高圧室内業務従事者」には、事業者が高圧室内業務を直接請け負わせた請負人のほか、当該請負人の労働者、当該高圧室内業務が数次の請負契約によって行われる場合における当該請負人以外の請負人及びその労働者も含め、当該高圧室内業務に従事する全ての者が含まれるものであること。

オ　改正高圧則第 21 条第３項関係

通話装置故障時の連絡方法については、高圧室内業務従事者のほか、気こう室における加圧・減圧に関係する空気圧縮機の運転者及び連絡員が把握しておく必要があることから、「見やすい場所」への掲示については、気こう室の入口付近だけでなく、これらの者の作業位置に応じ、複数箇所に行うことが適当な場合があること。

カ　改正高圧則第 27 条関係

第 15 条等の改正に伴い、第 27 条の準用規定について所要の見直しを行ったものであること。

キ　改正高圧則第 28 条、第 29 条、第 30 条、第 32 条及び第 33 条関係

上記イ及びエと同様の趣旨から改正したものであること。

ク　改正高圧則第 36 条関係

潜水業務の一部を請負人に請け負わせる場合において、当該請負人がその使用する労働者を潜水業務に従事させる場合には、当該請負人は労働安全衛生法上の事業者として本条の適用を受け、その使用する労働者について、本条に基づく措置を講じなければならない。一方、請負人自らが潜水業務に従事する場合（労働者を使用していない場合を含む。）については、当該請負人に係る措置を講ずる者が存在しない状況にあったことから、本条の改正により、潜水作業者に対して実施するのと同様の措置を事業者に義務付けることとしたものであること。

請負人が労働者を使用する場合には、当該請負人も労働安全衛生法上の事業者として、本条に基づく措置義務を負うこととなるが、この場合、連絡員の配置や連絡員に行わせる事項が複数の事業者の管理のもと輻輳して行われることにより、潜水業務従事者に健康障害を生じさせることがないよう、連絡員の配置や連絡員に実施させる事項について、事業者と請負人があらかじめ調整の上、潜水業務を行うことが望ましいこと。

例えば、事業者が自ら使用する労働者２名を潜水業務に従事させた上で、当該潜水業務の一部を請負人に請け負わせている場合において、さらに当該請負人がその使用する労働者１名とともに潜水業務に従事するようなときは、請負人自らと当該請負人が使用する労働者１名の計２名で、事業者に使用される労働者２名と連携して潜水業務を行うこととなる。このような場合には、計４名が潜水業務に従事することになるため、第 36 条第１項に基づき、事業者は２名の連絡員を配置する必要がある。また、請負人は労働者を使用しているため、労働安全衛生法上の事業者に該当し、同項に基づき、１名の連絡員を配置する必要がある。この場合、事業者が配置した２名の連絡員と、請負人が配置した１名の連絡員の作業が輻輳し、却って、潜水業務に従事する者に高気圧障害を引き起こすおそれがあることから、連絡員を配置する際には、あらかじめ、事業者と請負人とが調整を図り、連絡員による作業が輻輳することがないよう、①潜水業務に従事する４名に対し、事業者が２名の連絡員を配置する、②事業者と請負人がそれぞれ１名ずつ連絡員を配置するなどの対応を行うことが望ましいこと。

ケ　改正高圧則第 42 条関係

上記イ及びエと同様の趣旨から改正したものであること。

（６）電離放射線障害防止規則（改正省令第７条関係）

ア　共通事項

改正省令により、事業者が放射線業務等の一部を請負人に請け負わせる場合には、当該請負人といった労働者以外の者にも一定の措置を講ずることが新たに義務付けられたが、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）等の他法令に基づき、事業者が労働者以外の者も含め、被ばく線量の管理等を行っている場合については、改正電離則において、今回新たに義務付けられた周知を重ねて行う必要はないこと。

事業者は、一の労働者が電離則に基づく放射線業務と除染則に基づく除染等業務又は特定線量下業務の両方に従事する又は従事した場合には、電離則第 61 条の３に基づき、それぞれの被ばく線量を通算する必要があるため、電離則第４条第３項等に基づき、請負人に対して被ばく線量の限度について周知させるときは、これらの業務等に従事する際に受ける又は受けた線量の通算が必要であることについても併せて周知させること。

イ　改正電離則第４条第３項、第５条第２項、第６条第２項関係

第４条第３項、第５条第２項及び第６条第２項に基づく周知に当たっては、該当する女性がいるか否かに関わらず、これらの規定に定める基準を周知させることで差し支えないこと。

ウ　改正電離則第 18 条の２関係

事業者は、特定エックス線装置等を放射線装置室以外の場所で使用するときは、労働者が立ち入らない

方向に照射する等の措置を講じなければならないこととされているところ、労働者以外の者であって、付近で別の作業に従事している者が認識することなく放射線に被ばくする可能性があるため、請負の有無にかかわらず、労働者以外の作業に従事する者も含め、当該措置を講じなければならないこととしたものであること。

エ　改正電離則第 30 条第４項関係

事業者が用意した用具のみを使用させ、当該用具の汚染検査及び汚染が別表第３に掲げる限度以下になるまで当該用具の使用を禁止する等の管理を事業者が行う場合については、第 30 条第４項の請負人に対する周知を重ねて行う必要はないこと。

オ　改正電離則第 31 条第４項及び第５項関係

電離放射線については、身体や装具が汚染されているか否かの確認が目視では困難であることや、汚染された身体や装具による２次被ばく等の問題が生ずるおそれがあることに鑑み、労働者以外の者であって、管理区域において作業を行う者に対し、管理区域から退出する際、身体及び装具について汚染検査を受け、一定の汚染が認められる場合には、洗身等により汚染を除去しなければ管理区域から退去してはならないことを義務付けることとしたものであること。

カ　改正電離則第 32 条第３項及び第４項関係

上記オと同様の観点から、労働者以外の者であって、管理区域において作業を行う者に対し、管理区域から持ち出す物品について汚染検査を受け、一定の汚染が認められる場合には、当該物品を持ち出してはならないことを義務付けることとしたものであること。

キ　改正電離則第 41 条の８の２関係

第 41 条の８の２第１項は、改正省令による改正前の第 41 条の９に基づき、第 26 条本文を処分事業者に準用していたものについて、第 41 条の８の２第２項に基づく周知規定を置くことと併せて、独立した条文として新設したものであること。

ク　改正電離則第 41 条の９関係

第 30 条第４項の追加等に伴い、準用規定について所要の見直しを行ったものであること。

ケ　改正電離則第 41 条の 11 第２項、第 41 条の 12 第２項及び第 41 条の 13 第２項関係

加工施設等の管理区域内において核燃料物質等を取り扱う作業に関し、事業者は、労働者の放射線による健康障害を防止するために必要な規程を定め、労働者に対して周知させなければならないとされているところであるが、当該規程は、労働者が安全に作業を行うために遵守すべき設備等に関する作業方法、留意事項等を定めるものであり、作業の一部を請け負った請負人が安全に作業を行うためには、当該規程を承知しておくことが重要であることから、事業者は、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対してもこれを周知しなければならないこととしたこと。

コ　改正電離則第 45 条第４項及び第５項関係

第 45 条第４項及び第５項に基づき、事業者から周知を受けた請負人について、当該請負人が自ら事故現場の必要な場所ごとの外部線量による線量当量率等を測定することは、技術的にも、現場の管理権原との関係でも難しい場合が多いため、事業者が同条第２項に基づき測定を行った場合には、その結果を請負人に提供することが望ましい。なお、事業者が労働者について実施するのと併せて、請負人やその請負人の労働者等の分まで測定又は計算を行っている場合については、同条第４項及び第５項に基づく請負人への周知を重ねて行う必要はないこと。

サ　改正電離則第 54 条第４項関係

事業者は、第 54 条第１項に基づき放射線業務を行う作業場のうち管理区域に該当する部分について実施した線量当量率又は線量当量に係る測定又は同条第２項の計算による結果について、見やすい場所に掲示する等の方法によって、管理区域に立ち入る労働者に周知させなければならないこととされているところ、線量当量率等の測定等の結果については、管理区域に立ち入る者が、被ばく線量測定の結果を待つまでもなく、あらかじめ自己の被ばく線量を予想し、作業行動を律するために必要であることから、請負関係の有無にかかわらず、労働者以外の者も含め、管理区域に立ち入る者に対して周知させなければならないこととしたこと。

シ　改正電離則第 62 条関係

第７条第４項及び第５項の追加等に伴い、第 62 条の準用規定について所要の見直しを行ったものであること。

（7）酸素欠乏症等防止規則（改正省令第８条関係）

ア　改正酸欠則第８条第２項関係

第８条の「人員の点検」については、入退室時における現地での点呼に限られるものではなく、入退室時に各人が出入りの状況をボードに記載する、監視カメラによる遠隔での確認、ＩＣカードリーダー等を用いたゲート通過記録による確認等が含まれる趣旨であること。

（8）東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（改正省令第 11 条関係）

ア　共通事項

事業者は、一の労働者が除染則に基づく除染等業務、特定線量下業務又は電離則に基づく放射線業務等に従事する又は従事した場合には、除染則第 29 条に基づき、それぞれの被ばく線量を通算する必要があるため、除染則第３条第３項等に基づき、請負人に対して被ばく線量の限度について周知させるときは、これらの業務等に従事する際に受ける又は受けた線量の通算が必要であることについても併せて周知させること。

イ　改正除染則第３条第３項及び第４条第２項関係

第３条第３項及び第４条第２項に基づく周知に当たっては、該当する女性がいるか否かに関わらず、これらの規定に定める基準を周知させることで差し支えないこと。

ウ　改正除染則第５条第９項から第 11 項まで関係

事業者が請負人に請け負わせる除染等業務が平均空間線量率 2.5 マイクロシーベルト毎時以下の場所でのみ行われる特定汚染土壌等取扱業務である場合には、第５条第９項から第 11 項に基づく周知の義務は生じないものであること。また、事業者が請負人やその請負人の労働者等の除染等業務に係る外部被ばくによる線量及び内部被ばくによる線量を測定する場合については、これらの規定に基づく周知は重ねて行う必要はないこと。

エ　改正除染則第７条第３項及び第４項関係

事業者は、労働者を除染等作業に従事させる場合には、あらかじめ、第７条第１項の調査が終了した年月日並びに調査の方法及び結果の概要を労働者に明示しなければならないこととされているところ、作業場所に係る調査方法や調査結果の概要等の情報については、当該作業場所で作業を行う者が、被ばく線量測定等の結果を待つまでもなく、あらかじめ自己の被ばく線量を予想し、作業行動を律するために必要であることから、除染等作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対しても、同様の内容を明示する必要があることとしたものであること。

加えて、事業者は、労働者を特定汚染土壌等取扱作業に従事させる場合には、当該作業の開始前及び開始後２週間ごとに、第７条第２項の調査が終了した年月日並びに調査の方法及び結果の概要を労働者に明示しなければならないこととされているところ、作業場所に係る調査方法や調査結果の概要等の情報については、当該作業場所で作業を行う者が、被ばく線量測定等の結果を待つまでもなく、あらかじめ自己の被ばく線量を予想し、作業行動を律するために必要であることから、特定汚染土壌等取扱作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、同様の内容を明示する必要があることとしたものであること。

オ　改正除染則第 14 条第４項及び第５項関係

電離放射線については、身体や装具が汚染されているか否かの確認が目視では困難であることや、汚染された身体や装具による２次被ばく等の問題が生ずるおそれがあることに鑑み、労働者以外の者であって、除染等業務が行われる作業場において除染等作業に従事する者に対し、当該作業場から退出する際、身体及び装具について汚染検査を受け、一定の汚染が認められる場合には、洗身等により汚染を除去しなければ当該作業場から退去してはならないことを義務付けることとしたものであること。

カ　改正除染則第 15 条第３項及び第４項関係

上記オと同様の観点から、労働者以外の者であって、除染等業務が行われる作業場において除染等作業に従事する者に対し、当該作業場から持ち出す物品について、汚染検査を受け、一定の汚染が認められる場合には、当該物品を持ち出してはならないことを義務付けることとしたものであること。

キ　改正除染則第 16 条第３項及び第 17 条第２項関係

事業者が除染等業務の一部を請負人に請け負わせるときであって、汚染管理も含め、当該請負人やその労働者等に事業者が用意した保護具のみを使用させる場合については、第 16 条第３項及び第 17 条第２項に基づく周知を重ねて実施する必要はないこと。

ク　改正除染則第 25 条の２第３項、第 25 条の３第２項関係

第 25 条の２第３項及び第 25 条の３第２項に基づく周知に当たっては、該当する女性がいるか否かに関わらず、これらの基準を周知させることで差し支えないこと。

ケ　改正除染則第 25 条の４第５項及び第６項関係

事業者が特定線量下業務の一部を請負人に請け負わせるときであって、当該請負人やその請負人の労働者等の特定線量下作業により受ける外部被ばくによる線量を測定する場合については、第 25 条の４第５項及び第６項に基づく周知は重ねて行う必要はないこと。

コ　改正除染則第 25 条の６第２項関係

事業者は、労働者を特定線量下作業に従事させる場合には、当該作業の開始前及び開始後２週間ごとに、第 25 条の６第１項の調査が終了した年月日並びに調査の方法及び結果の概要を労働者に明示しなければならないこととされているところ、作業場所に係る調査方法や調査結果の概要等の情報については、当該作業場所で作業を行う者が、被ばく線量測定等の結果を待つまでもなく、あらかじめ自己の被ばく線量を予想し、作業行動を律するために必要であることから、特定線量下作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、同様の内容を明示する必要があることとしたものであること。

****

[4] **３－アセチル－２，５－ジメチルフランの取扱いについて（令和４年４月 22 日付け薬生食基発 0422 第１号、薬生食監発 0422 第１号）**

＜厚生労働省　2022 年４月 22 日＞　https://www.mhlw.go.jp/content/000932544.pdf

薬生食基発 0422 第１号
薬生食監発 0422 第１号
令和４年４月 22 日

都道府 県
各　保 健 所 設 置 市 衛生主管部（局）長　殿
特 別 区

厚生労働省医薬・生活衛生局
食 品 基 準 審 査 課 長
食 品 監 視 安 全 課 長

３－アセチル－２，５－ジメチルフランの取扱いについて

３－アセチル－２，５－ジメチルフランについては、令和元年 10 月 21 日付け薬生食基発 1021 第１号・薬生食監発 1021 第１号「類又は誘導体として指定されている 18 項目の香料に関するリストについて」（以下「令和元年通知」という。）において、ケトン類に該当する物質として掲載されているところです。

この度、国立医薬品食品衛生研究所等において実施された３－アセチル－２，５－ジメチルフランに関する一般毒性・遺伝毒性・発がん性包括毒性試験の結果等について、同研究所等に所属する安全性生物試験研究の専門家に意見を求めたところ、３－アセチル－２，５－ジメチルフランについては、食品の着香の目的で使用する場合、人における発がんの懸念は高くはないと考えられるものの、遺伝毒性発がん物質である懸念が否定できないとされました。日本香料工業会では既に３－アセチル－２，５－ジメチルフランの使用を中止するよう会員各社に周知が行われたところですが、上述の趣旨を踏まえ、３－アセチル－２，５－ジメチルフランについて、令和４年 12 月 31 日をもって、令和元年通知の別紙から削除することとしましたので、下記の事項に留意の上、貴管下関係者に対する周知方よろしくお願いします。

記

令和５年１月１日以降、添加物としての３－アセチル－２，５－ジメチルフラン並びにこれを含む製剤及び食品は、販売又は販売の用に供するための製造、輸入、加工、使用、貯蔵若しくは陳列を自粛するよう指導されたいこと。ただし、令和４年 12 月 31 日までに製造、輸入等された食品の販売にあっては、この限りではない。

****

[5] ***健康安全***

◇「飲み過ぎ注意」　筑波大が学生に改善指導するわけは……

＜朝日新聞　2022 年 4 月 27 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ4V6VV5Q4QUJHB00L.html

健康障害や事故につながる恐れもある学生の過剰飲酒を防ぐため、筑波大が健康診断の問診を元にした指導に乗り出す。飲み過ぎの学生には面談で飲酒習慣の改善を指導し、必要なら同大付属病院のアルコール低減外来も紹介する。過剰飲酒の発見から治療まで学内で一貫して取り組む例は全国でも珍しいという。

同外来を担当する吉本尚准教授（42）=地域総合診療医学=によると、日本人の約 1 割が過剰飲酒をしていると推測される。筑波大の学生の過剰飲酒に関する統計はないが、若いときの飲み過ぎは習慣になりやすく、後々の問題につながる可能性が高いため、早めの改善を促すことにした。

対象は大学院も含む学生約 1 万 6500 人。毎年 4 月に実施する健康診断のウェブ問診で、飲酒の頻度や酒量など 10 項目の質問をする。回答は点数化し、飲み過ぎと判断された学生は、5 月以降に医師や看護師が 1 回 15～30 分程度の面談をして改善を指導する。治療薬なども使う専門的な対応が必要な学生には、付属病院のアルコール低減外来を紹介する。

吉本准教授は「過剰飲酒は年数を重ねるほど改善が難しくなるので、学生のうちに習慣を変えることが大切だ。学生がオンラインで学べる動画などの学習ツールも開発し、全国の大学や短大に取り組みを広げていきたい」と話す。

****

[6] ***農薬***

◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。

＜農林水産消費安全技術センター(FAMIC)　2022 年 4 月 22 日＞　http://www.acis.famic.go.jp/ddownload/

****

[7] ***肥料***

◇肥料を登録した件（農林水産省告示第 842 号）

［官報］　令和 4 年 4 月 27 日　本紙　第 724 号　4 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220427/20220427h00724/20220427h007240004f.html

肥料の新規登録 28 件が公示された。

****

[8] ***廃棄物関係***

◇低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る大臣認定について（九電産業株式会社）

＜環境省　2022 年 4 月 26 日＞　https://www.env.go.jp/press/110951.html

****

[9] ***温暖化対策関係***

◇環境省、脱炭素先行地域に 26 件　再生エネ普及へ第 1 弾

＜共同通信　2022 年 4 月 26 日＞　https://nordot.app/891492037970231296

環境省は 26 日、政府目標の 2050 年に先駆けて 30 年度までの脱炭素化に取り組む「先行地域」の第 1 弾となる 26 件の提案を発表した。脱炭素社会実現に向けて再生可能エネルギー普及などの先進モデルをつくり、全国に波及させるのが狙い。年内にも選ぶ第 2 弾も含め順次追加し、25 年度までに少なくとも 100 件に増やす考えだ。

複数の自治体が共同で 1 件を提案した例もあり、関係する自治体数は 19 道府県の 48 自治体となる。環境省は脱炭素化に加え、地域経済の活性化や住民の生活向上といった効果も期待している。

26 件は都市部や農村部、離島など特性が異なる地域から選ばれた。

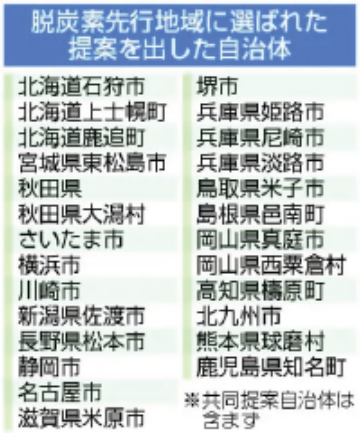

脱炭素先行地域に選ばれた提案を出した自治体	
北海道石狩市	堺市
北海道上士幌町	兵庫県姫路市
北海道鹿追町	兵庫県尼崎市
宮城県東松島市	兵庫県淡路市
秋田県	鳥取県米子市
秋田県大潟村	島根県邑南町
さいたま市	岡山県真庭市
横浜市	岡山県西粟倉村
川崎市	高知県檮原町
新潟県佐渡市	北九州市
長野県松本市	熊本県球磨村
静岡市	鹿児島県知名町
名古屋市	※共同提案自治体は含まず
滋賀県米原市	

◇脱炭素経営の促進に関する各種ガイドの策定について
＜環境省　2022 年 4 月 26 日＞　https://www.env.go.jp/press/110818.html
---

◇世界の災害被害、年 21 兆円　気候変動で増加傾向
＜共同通信　2022 年 4 月 26 日＞　https://nordot.app/891487876299046912?c=39546741839462401

国連防災機関（UNDRR）は 26 日、世界で 2001～20 年に年間 350～500 件の中・大規模の災害が発生し、11～20 年の年間平均被害額は 1700 億ドル（約 21 兆 8 千億円）に上ったと発表した。気候変動などの影響で、現状の傾向が続けば年間の災害発生件数は 30 年には 560 件に上り、最悪の場合は極貧状況に追い込まれる人が 1 億人増加すると試算した。

経済被害はアジア太平洋が最も大きく、05～20 年の年間平均で国内総生産（GDP）の 1.6%を失っている計算。アフリカが 0.6%で続く。

対象は気象現象に加えて新型コロナなどの感染症や害虫発生も含む。

****

[10] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業)の公募開始について
＜環境省　2022 年 4 月 26 日＞　https://www.env.go.jp/press/110937.html
---

◇社会変革と物流脱炭素化を同時実現する先進技術導入促進事業補助金の公募について
＜環境省　2022 年 4 月 26 日＞　https://www.env.go.jp/press/110559.html
---

◇令和４年度廃棄物処理×脱炭素化によるマルチベネフィット達成促進事業（うち廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業）の公募について
＜環境省　2022 年 4 月 26 日＞　https://www.env.go.jp/press/110966.html
---

◇インターネット販売における食品表示の情報提供に関するガイドブック案等に関する意見募集について
＜消費者庁　2022 年 4 月 27 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/028502/

◇「工場システムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン（案)」のパブリックコメントが開始されました
＜経済産業省　2022 年 4 月 27 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595222039&Mode=0

◇令和３年度補正産業保安高度化推進事業費補助金の間接補助事業者の公募が開始されました！
＜経済産業省　2022 年４月 26 日＞　https://jmac-hoan.com/

◇くん液蒸留酢酸に係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての 意見・情報の募集について
＜内閣府食品安全委員会　2022 年４月 20 日＞
http://www.fsc.go.jp/iken-bosyu/pc1_no_aceticacid_040420.html
---
◇パラコートに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての 意見・情報の募集について
＜内閣府食品安全委員会　2022 年４月 20 日＞
http://www.fsc.go.jp/iken-bosyu/pc2_no_paraquat_040420.html

◇「令和４年農作業安全ポスターデザインコンテスト」を開催します
＜農林水産省　2022 年４月 27 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/nousan/sizai/220427.html
---

[公募結果、意見募集結果]

◇令和４年度地方公共団体における効果的な熱中症予防対策の推進に係るモデル事業の公募結果について（再公募）
＜環境省　2022 年４月 26 日＞　https://www.env.go.jp/press/110931.html

◇「長崎県五島市沖」における洋上風力発電事業について公募占用計画を認定しました
＜経済産業省　2022 年４月 26 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2022/04/20220426001/20220426001.html?from=mj
---

[統計資料]

◇令和２（2020）年医療施設（静態・動態）調査（確定数）・病院報告の概況
＜厚生労働省　2022 年４月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2lGCtq_m8_Y4bQBY
****

[11] ***その他省庁発表***

◇科学技術研究調査規則の一部を改正する省令（総務省令第 34 号）

［官報］ 令和４年４月 27 日　号外　第 93 号　12 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220427/20220427g00093/20220427g000930012f.html

〇総務省令第 34 号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、科学技術研究調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和４年４月 27 日　　総務大臣　　金子　恭之

科学技術研究調査規則の一部を改正する省令

科学技術研究調査規則（昭和五十六年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
（調査日） **第三条**　科学技術研究調査は、毎年六月一日（以下「調査日」という。）現在によって行う。	（調査日） **第三条**　科学技術研究調査は、毎年三月三十一日（以下「調査日」という。）現在によつて行う。

（調査の対象） **第四条**　科学技術研究調査は、次の各号に掲げるもの（以下「調査組織体」という。）について行う。 一　統計法第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業（次のイからヌまでに掲げるものを除く。）を主たる事業とする会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第一号に規定する会社をいう。以下同じ。）（次号に掲げるものを除く。）） ［イ～ヌ　略］ 二　次のイからホまでに掲げる法人が出資するそれぞれ当該イからホまでに定める活動又は事業を実施する会社 イ　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の六第一項に規定する研究開発法人科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の六第一項第三号ハの活動 ロ　国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）第三条第一項第一号の事業 ハ　地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）第四条第二号ロの事業 ニ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学及び高等専門学校を設置する私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人学校法人における技術に関する研究の成果を活用しようとする民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う当該研究開発の成果を実用化するために必要な研究開発活動 ホ　学校教育法に基づく大学を設置する構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社学校設置会社における技術に関する研究の成果を活用しようとする民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う当該研究開発の成果を実用化するために必要な研究開発活動 三　［略］ 四　［略］ 五　前四号に掲げるものを除き、その主たる目的が	（調査の対象） **第四条**　［同左］ 一　統計法第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業（次のイからヌまでに掲げるものを除く。）を主たる事業とする会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第一号に規定する会社 ［イ～ヌ　同左］ ［新設］ 二　［同左］ 三　［同左］ 四　前四号に掲げるものを除き、その主たる目的が

科学技術に関する試験研究又は調査研究である法人 六　［略］ 七　学校教育法第八十五条本文に規定する大学の学部、同条ただし書に規定する大学の学部以外の教育研究上の基本となる組織、同法第九十六条に規定する研究所その他の研究施設、同法第百条に規定する大学院の研究科、同条ただし書に規定する大学院の研究科以外の教育研究上の基本となる組織、同法第百八条に規定する短期大学及び同法第十章に規定する高等専門学校並びに国立大学法人法第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人	科学技術に関する試験研究又は調査研究である法人 五　［同左］ 六　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十五条本文に規定する大学の学部、同条ただし書に規定する大学の学部以外の教育研究上の基本となる組織、同法第九十六条に規定する研究所その他の研究施設、同法第百条に規定する大学院の研究科、同条ただし書に規定する大学院の研究科以外の教育研究上の基本となる組織、同法第百八条に規定する短期大学及び同法第十章に規定する高等専門学校並びに国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人
（調査の種類） **第五条**　［略］ ２　甲調査は、前条第一号及び第二号に掲げる調査組織体のうちから、総務大臣の選定したものについて行う。 ３　乙調査は、次に掲げる調査組織体について行う。 一　前条第三号及び第四号に掲げる調査組織体のうち次に掲げるもの ［イ・ロ　略］ 二　前条第五号及び第六号に掲げる調査組織体 ４ 丙調査は、前条第七号に掲げる調査組織体について行う	（調査の種類） **第五条**　［同左］ ２ 甲調査は、前条第一号に掲げる調査組織体のうちから、総務大臣の選定したものについて行う。 ３　［同左］ 一　前条第二号及び第三号に掲げる調査組織体のうち次に掲げるもの ［イ・ロ　同左］ 二　前条第四号及び第五号に掲げる調査組織体 ４ 丙調査は、前条第六号に掲げる調査組織体について行う
（調査事項等） **第六条**　科学技術研究調査は、総務大臣の定める様式による調査票により、調査組織体に係る次に掲げる事項のうち、甲調査にあっては第一号イからニまで及びトからリまで、第二号イ並びに第三号から第五号までに掲げる事項を、乙調査にあっては第一号イからニまで、ヘ、ト及びヌ、第二号、第三号並びに第四号イからニまで及びへに掲げる事項を、丙調査にあっては第一号イからハまで、ホからトまで及びヌ、第三号並びに第四号イからニまで及びへに掲げる事項を調査する。 ［一～五　略］ ［２　略］	（調査事項等） **第六条**　科学技術研究調査は、総務大臣の定める様式による調査票により、調査組織体に係る次に掲げる事項のうち、甲調査にあつては第一号イからニまで及びトからリまで、第二号イ並びに第三号から第五号までに掲げる事項を、乙調査にあつては第一号イからニまで、ヘ、ト及びヌ、第二号、第三号並びに第四号イからニまで及びへに掲げる事項を、丙調査にあつては第一号イからハまで、ホからトまで及びヌ、第三号並びに第四号イからニまで及びへに掲げる事項を調査する。 ［一～五　同左］ ［２　同左］
（報告の義務及び方法） **第八条**　科学技術研究調査に当たっては、第六条第一項各号に掲げる事項のうち、甲調査、乙調査又は丙調査のそれぞれの調査に係る事項について、当該調査組織体の代表者（当該調査組織体が法人の場合にあってはこれを代表する者をいい、法人以外の場合	（報告の義務及び方法） **第八条** 科学技術研究調査に当たつては、第六条第一項各号に掲げる事項のうち、甲調査、乙調査又は丙調査のそれぞれの調査に係る事項について、当該調査組織体の代表者（当該調査組織体が法人の場合にあつてはこれを代表する者をいい、法人以外の場合に

にあってはこれを管理する者をいう。以下同じ。）が報告しなければならない。	あつてはこれを管理する者をいう。以下同じ。）が報告しなければならない。
２　調査組織体の代表者が不在その他の事由により報告を行うことができないときは、事実上当該調査組織体の代表者に代わる者は、当該調査組織体の代表者に代わつて当該報告を行うものとする。	２　調査組織体の代表者が不在その他の事由により報告を行うことができないときは、事実上当該調査組織体の代表者に代わる者は、当該調査組織体の代表者に代わつて当該報告を行うものとする。
［３　略］	［３　同左］
（電磁的記録媒体による調査票の送付又は回収の手続等）	
第九条　第七条第一項の規定による調査票の送付又は回収の手続は、調査票に代えて電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）を使用して行うことができる。	［新設］
２　前項の場合において、第八条第一項及び第二項の規定に基づき報告を行う者は、総務大臣の定めるところにより、当該電磁的記録媒体に、調査事項情報を記録する方法により、報告しなければならない。	
３　前二項の規定により行われた手続については、調査票により行われたものとみなして、第七条及び第八条の規定を適用する。	
（結果の公表等）	（結果の公表等）
第十条　［略］	第九条　［同左］
（調査票等の保存）	（調査票等の保存）
第十一条　総務省統計局長は、調査票を二年間、調査票の内容が転写されている電磁的記録及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録を永年保存するものとする。	第十条　総務省統計局長は、調査票を二年間、調査票の内容が転写されている電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この条において同じ。）及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフイルム若しくは電磁的記録を永年保存するものとする。
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経済構造実態調査の対象となるものについて行う調査の特例）

第二条　調査組織体のうち経済構造実態調査（経済構造実態調査規則（平成三十一年総務省・経済産業省令第一号）第一条に規定するものをいう。）の対象となるものについて行う調査は、科学技術研究調査規則（以下「規則」という。）第六条第一項第一号ニ、チ及びリに掲げる調査事項については、総務大臣が、経済構造実態調査規則第十五条の規定により総務省統計局長及び経済産業大臣が保存している調査事項情報が転写されている電磁的記録から同規則第七条第一項第一号ハのうち資本金等の額、ホ及びトに掲げる調査事項に係る内容を電磁的記録に転写することにより行う。この場合においては、規則第六条から第八条までの規定は適用せず、当該電磁的記録を第八条の規定により報告された調査事項情報とみなして、第九条及び第十条の規定を適用する。

◇*著作権法の一部改正*

○著作権法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第 184 号）

［官報］ 令和４年４月 27 日　号外　第 92 号　26 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220427/20220427g00092/20220427g000920026f.html

あらまし

◇著作権法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第 184 号）（文部科学省）

著作権法の一部を改正する法律（令和三年法律第五二号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和四年五月一日とすることとした。

○著作権法施行令の一部を改正する政令（政令第 185 号）

［官報］ 令和４年４月 27 日　号外　第 92 号　26 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220427/20220427g00092/20220427g000920026f.html

あらまし

◇著作権法施行令の一部を改正する政令（政令第 185 号）（文部科学省）

１　著作権法（昭和四五年法律第四八号）第三一条第五項第二号イの政令で定める表示の大きさは、映像面の対角線のうちいずれか長い方の長さが二五四センチメートルであるものとすることとした。（第一条の五関係）

２　この政令は、著作権法の一部を改正する法律（令和三年法律第五二号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和四年五月一日）から施行することとした。

○著作権法施行規則の一部を改正する省令（文部科学省令第 19 号）

［官報］ 令和４年４月 27 日　号外　第 92 号　51 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220427/20220427g00092/20220427g000920051f.html

○文部科学省令第 19 号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十一条第四項（同法第八十六条第三項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、著作権法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和４年４月 27 日　　文部科学大臣　　末松　信介

著作権法施行規則の一部を改正する省令

著作権法施行規則（昭和四十五年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正点

第二章の三　特定絶版等資料に係る著作物等のデジタル方式の複製を防止等するための措置等（第二条の三・第二条の四）　［章を加える］

****

[12] *関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等*

[開催案内]

・薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会資料（オンライン会議）　　４月 28 日

https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=V62Czh57XwscJXnFY

（１）食品中の残留農薬等に係る残留基準設定について

・動物用医薬品及び飼料添加物ナイカルバジン

・農薬エトフェンプロックス

・農薬テトラコナゾール

・農薬フェンピロキシメート
・農薬フルエンスルホン
・農薬フロラスラム
・動物用医薬品の暫定基準見直し
（２）その他
・発出予定の試験法について
・薬事・食品衛生審議会(食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会)　　4月28日
＜厚生労働省　2022年4月27日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2lGCtq_m8_Y4aoBY
１ 食品中の残留農薬等に係る基準の設定について
２ その他
・第一種健康診断特例区域等の検証に関する検討会（第６回）資料　　４月 28 日
＜厚生労働省　2022年4月27日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0ykGSpr_24-YoflBY
（１）検証の進捗状況について（２）その他
・「第一種健康診断特例区域等の検証に関する検討会（第６回)」の動画配信について
＜厚生労働省　2022年4月27日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=s0lmKvqfu-_4wZghY

[開催記録、報告、資料等]
・令和４年４月13日　第78回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和４年度第１回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）議事録　　４月13日
＜厚生労働省　2022年4月27日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2lGCtq_m8_Y4aOBY
・厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会 副反応検討部会）　　4月13日
＜厚生労働省　2022年4月27日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2lGCtq_m8_Y4asBY
（１）新型コロナワクチンの接種及び副反応疑い報告の状況並びに接種後の健康状況に係る調査等について
（２）麻しん、風しん、おたふくかぜ、水痘、帯状疱疹、肺炎球菌（23価)、HPV、百日せき、ジフテリア、破傷風、不活化ポリオ、肺炎球菌（13価)、Hib、BCG、日本脳炎、B型肝炎、ロタウイルス、インフルエンザのワクチンの安全性について
（３）その他
・第６回厚生科学審議会科学技術部会ゲノム編集技術等を用いたヒト受精胚等の臨床利用のあり方に関する専門委員会　　3 月 18 日
＜厚生労働省　2022 年 4 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=o1l4Gc8SdD-r53IxY
（１）ゲノム編集技術等を用いたヒト受精胚等の臨床利用とその規制に関する現状について
・第１７３回労働政策審議会労働条件分科会（資料）　　4月27日
＜厚生労働省　2022年4月27日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=g3lWGsqvi9_I8asRY
（１）「多様化する労働契約のルールに関する検討会」報告書について（報告事項)
（２）「解雇無効時の金銭救済制度に係る法技術的論点に関する検討会」報告書について（報告事項)
（３）自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の在り方について（報告事項)
（４）資金移動業者の口座への賃金支払について
・大学院部会（第 104 回）　議事録　　2 月 16 日
＜文部科学省　2022 年 4 月 27 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agfMac65jrkijCbF
1. 人文科学・社会科学系における大学院生のキャリアパス等について
2. 大学院におけるリカレント教育の振興について
3. その他
****
[13] *その他*
◇*インフルエンザ、感染症関係*
・北海道における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（家きん国内 23 例目）について

＜環境省　2022 年 4 月 26 日＞　https://www.env.go.jp/press/111022.html
・北海道における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内 23 例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について
＜農林水産省　2022 年 4 月 26 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220426.html
・北海道浜頓別町の死亡野鳥におけるＡ型鳥インフルエンザ遺伝子検査陽性について
＜環境省　2022 年 4 月 26 日＞　https://www.env.go.jp/press/111021.html
・北海道での高病原性鳥インフルエンザ発生（野鳥国内 73,76,85,86,91,92 例目）に伴う野鳥緊急調査の結果について
＜環境省　2022 年 4 月 27 日＞　https://www.env.go.jp/press/111030.html
・北海道の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性について（野鳥国内 93 例目）
＜環境省　2022 年 4 月 27 日＞　https://www.env.go.jp/press/111026.html
・宮城県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（家きん国内 17 例目）に係る野鳥監視重点区域の解除について
＜環境省　2022 年 4 月 26 日＞　https://www.env.go.jp/press/111018.html

・カナダからの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置について
＜農林水産省　2022 年 4 月 26 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220426_7.html
・米国からの家きん肉等の一時輸入停止措置について
＜農林水産省　2022 年 4 月 26 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220426_6.html
---

◇*新化学物質、化学物質新利用技術等*
・隕石から遺伝子の核酸塩基すべてを検出 生命誕生に関与か
＜NHK　2022 年 4 月 27 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220427/k10013600881000.html
オーストラリアで見つかった隕石（いんせき）が、生命の設計図である遺伝子に使われるすべての核酸塩基と呼ばれる物質を含んでいることを発見したと、北海道大学などの国際的な研究グループが発表し、隕石によってもたらされたこうした物質が、生命誕生に関与した可能性があるとして注目されています。
北海道大学の大場康弘准教授などの国際的な研究グループは、50 年余り前にオーストラリアで見つかった「マーチソン隕石」と呼ばれる隕石に含まれる物質を詳しく調べました。
その結果、生命の設計図として機能する DNA や RNA に使われているアデニンやチミン、それにウラシルなど合わせて 5 種類の核酸塩基と呼ばれる物質すべてが検出されたということです。
研究グループによりますと、5 種類の核酸塩基すべてが 1 つの隕石から検出されたのは初めてだということです。
また、これとは別の核酸塩基も 13 種類見つかったということです。
研究グループでは、落下地点の土壌に含まれる核酸塩基の種類や濃度と比較するなどして、検出された核酸塩基はもともと隕石に含まれていたものだとしています。
大場准教授は「隕石によってもたらされたこうした物質が、地球での生命誕生に関与した可能性が示唆される」と話しています。

◇*その他*
・「稼げる大学」法案に反対、京大職員組合が会見
＜朝日新聞　2022 年 4 月 27 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ4V74FLQ4TPLZB00Q.html
　京都大学職員組合は 25 日、記者会見を開き、「国際卓越研究大学法案」に反対の立場を表明した。この法案は、世界トップレベルの研究成果が見込まれる大学数校を認定して、10 兆円規模の大学ファンドの運用益から年数百億円ずつ支援する制度を盛り込む。2 月に閣議決定され、今国会で審議されている。
　会見で、京大大学院文学研究科教授の大河内泰樹・京大職組中央執行委員長は「『稼げない』学問分野がこれまで以上に切り捨てられていく。大学間・地域間の格差も拡大する」などと法案の問題点を訴えた。支援を受ける大学は年 3%の事業成長が求められており、財源確保のため、大学が授業料を引き上げる懸念もあるという。

法案をめぐっては、全国の国公私立大学の教員らでつくるグループも、反対する署名活動をインターネット上で展開している。

****

[付録]

◇このままでは固定電話が使えなくなる！？それって光回線の“便乗”勧誘かも

－固定電話の IP 網移行に伴う利用者側での手続きは不要です－

＜国民生活センター　2022 年 4 月 26 日＞　https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20220426_1.html

NTT 東日本および NTT 西日本は 2024 年 1 月以降、固定電話の IP 網への移行に伴い同社の局内設備の切替を予定していますが、これに便乗した光回線などの勧誘が見られますので、十分に注意しましょう。

相談事例

【事例 1】今後固定電話が使えなくなると言われて、光回線の契約をしたがやめたい

突然実家に訪問してきた事業者から「今後固定電話が使えなくなる。光回線にした方がいい」と言われ、父が光回線の契約を了承したようだ。父は契約内容を理解しておらず、アナログ回線のままを希望している。光回線を解約したい。

（2021 年 11 月　70 歳代　男性）

【事例 2】2024 年にアナログ回線がなくなると言われて、光回線を勧誘された

事業者から電話があり、「光回線にすると電話の基本料が安くなる。2024 年にアナログ回線がなくなるため、光回線に変更するには工事料が発生するが、今だと工事料は無料だ」などと言われ、曖昧な返事をした。すると後日、工事日を決める電話がきたため、「契約した覚えがない」と断ったが、今日になって契約書が届いた。契約した覚えはなく、もし契約したことになっているなら解約したい。

（2021 年 4 月　60 歳代　男性）

消費者へのアドバイス

固定電話の IP 網移行に伴う局内設備切替では、利用者側での手続きや自宅での工事は不要です。また、利用中の電話機や電話番号はそのまま利用できます

固定電話やアナログ回線が使えなくなるなどといった、固定電話の IP 網移行等に便乗した光回線などの販売勧誘には十分に注意しましょう。もし不要な契約であれば、きっぱり断りましょう

不安に思った場合や、トラブルが生じた場合は、すぐに最寄りの消費生活センター等へ相談しましょう

＊消費者ホットライン「188（いやや！）」番

最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の 3 桁の電話番号です。

◇トランポリンパークでの事故が続いています!

-施設の注意事項・禁止事項等をよく確認し、安全に遊ぶようにしましょう-

＜消費者庁　2022 年 4 月 26 日＞

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_059/

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_059/assets/consumer_safety_cms205_220426_01.pdf

消費者庁では、令和 2 年 12 月に遊戯施設におけるトランポリンでの事故についての注意喚起を実施しました。その後も、消費者安全法に基づき通知され、公表した遊戯施設のトランポリンに関する事故が 11 件(うち 2 件は重大事故等)あったことから、改めて注意喚起を実施します 。

トランポリンが設置された遊戯施設は、体を動かして跳躍する楽しさから夢中になりがちですが、安全な遊び方を正しく理解していないと、落下や転倒、衝突により骨折や神経損傷等の重大な事故につながるおそれがあります。

遊ぶときの注意ポイント

o　遊戯施設の利用規約や注意事項・禁止事項をよく確認し、正しく使用しましょう。

特に、禁止事項とされていなくても、自身の安全を確保するため、以下の点は、必ず守りましょう。

o　トランポリンを初めて利用される方は、いきなり高く跳ぶことや、宙返りなどの危険な技はやめましょう。

o　公式競技にも使用されるような、高く跳躍できるトランポリンを使用する際は、危険性を理解した上で、無理のない範囲で使用しましょう。
o　１つのトランポリンは１人ずつ使用しましょう。

施設を選ぶときの注意ポイント

o　大規模で複数のトランポリンが設置されている施設（いわゆるトランポリンパーク）においては、監視員が配置され、十分に監視をしているか確認しましょう。
o　なお、遊戯施設の管理状況について、疑問や危険性を感じた場合は、遊ぶことを止め、施設側に申し出るようにしましょう。

********** 以上 **********